令和８年１０月１日

危機管理対策特別委員会

議案

議案第62号	災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例	（危機管理課長）

庶務報告

地域振興部

(1)	令和８年熊本地震の状況について	（危機管理課長）
(2)	令和８年８月千葉豪雨への対応について	（危機管理課長）
(3)	令和８年８月23日に発生した茨城県南部を震源とする地震への対応について	（危機管理課長）
(4)	葛飾区国土強靭化地域計画の改定について	（危機管理課長）
(5)	水害対処能力向上に係る各種訓練の実施結果について	（運用訓練担当課長）
(6)	森永乳業株式会社東京工場跡地に建設された施設における災害時協定の調整状況について	（運用訓練担当課長）
(7)	線状降水帯半日前予測の発表に伴う対応について	（危機管理課長）

議案第６２号　関係資料
地　域　振　興　部
令和８年１０月１日

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

危機管理課

１　改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正を踏まえ、配偶者に係る補償基礎額の加算を廃止するもの

２　改正概要

応急措置の業務に従事した者に対する損害補償は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより補償しなければならないとされている（災害対策基本法第 84 条第１項）。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことを受け、損害補償の算定の基礎となる損害補償基礎額における扶養加算のうち、配偶者に係る加算を廃止する。国家公務員における扶養手当の改正を踏まえ、政令が改正されたものであり、国家公務員における扶養手当と同様に、配偶者に係る加算が廃止される一方で、子に係る加算は増額される。

参考

＜改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額＞

区分	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
施行前 加算額（日額）	100円	383円	217円			
施行後 加算額（日額）	廃止	433円	217円			

３　新旧対照表

別紙のとおり

４　施行日

公布の日

別紙

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例新旧対照表（関連部分抜粋）

現　行	改正案
○災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例 昭和４１年７月１日 条例第２６号	○災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例 昭和４１年７月１日 条例第２６号
（損害補償の種類） 第４条　この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。 （１）　療養補償 （２）　休業補償 （３）　傷病補償年金 （４）　障害補償 ア　障害補償年金 イ　障害補償一時金 （５）　介護補償 （６）　遺族補償 ア　遺族補償年金 イ　遺族補償一時金 （７）　葬祭補償 （昭５２条例３８・平８条例３２・一部改正）	（損害補償の種類） 第４条　この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。 （１）　療養補償 （２）　休業補償 （３）　傷病補償年金 （４）　障害補償 ア　障害補償年金 イ　障害補償一時金 （５）　介護補償 （６）　遺族補償 ア　遺族補償年金 イ　遺族補償一時金 （７）　葬祭補償 （昭５２条例３８・平８条例３２・一部改正）
（補償基礎額） 第５条　前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 ２　前項の補償基礎額は、従事者が防災業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病に	（補償基礎額） 第５条　前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 ２　前項の補償基礎額は、従事者が防災業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病に

別紙

現　行	改正案
かかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号。以下「令」という。）第２条第２項第２号本文に規定する額とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、同号ただし書に規定する限度額を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。	かかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号。以下「令」という。）第２条第２項第２号本文に規定する額とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、同号ただし書に規定する限度額を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。
３　次の各号のいずれかに該当する者で、従事者の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく主として従事者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある従事者については、前項の規定による金額に、次に掲げる者について令第２条第３項に規定する額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。	３　次の各号のいずれかに該当する者で、従事者の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において、他に生計のみちがなく主として従事者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある従事者については、前項の規定による金額に、次に掲げる者について令第２条第３項に規定する額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。
（１）　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	
（2）　22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	**（１）**　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子
（３）　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫	**（２）**　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫
（４）　６０歳以上の父母及び祖父母	**（３）**　６０歳以上の父母及び祖父母

別紙

現　行	改正案
（５）　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹	**（４）**　２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹
（６）　重度心身障害者	**（５）**　重度心身障害者
４　扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる従事者については、前項の規定にかかわらず、令第２条第４項に規定する基準額に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。	４　扶養親族たる子のうちに１５歳に達する日後の最初の４月１日から２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる従事者については、前項の規定にかかわらず、令第２条第４項に規定する基準額に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。
（昭４２条例４４・昭４４条例２６・昭４５条例２７・昭４７条例３７・昭４８条例２７・昭４９条例３７・昭５０条例５８・昭５１条例４１・昭５２条例３８・昭５３条例３２・昭５４条例２０・昭５５条例２３・昭５６条例４１・昭５７条例２２・昭５７条例２９・昭５９条例３２・昭６０条例１１・昭６１条例３０・昭６２条例２２・昭６３条例２２・平元条例３１・平２条例２９・平３条例２６・平４条例３５・平５条例４２・平６条例３３・平７条例２７・平８条例３２・平２９条例２２・令２条例１７・一部改正）	（昭４２条例４４・昭４４条例２６・昭４５条例２７・昭４７条例３７・昭４８条例２７・昭４９条例３７・昭５０条例５８・昭５１条例４１・昭５２条例３８・昭５３条例３２・昭５４条例２０・昭５５条例２３・昭５６条例４１・昭５７条例２２・昭５７条例２９・昭５９条例３２・昭６０条例１１・昭６１条例３０・昭６２条例２２・昭６３条例２２・平元条例３１・平２条例２９・平３条例２６・平４条例３５・平５条例４２・平６条例３３・平７条例２７・平８条例３２・平２９条例２２・令２条例１７・一部改正）
	付　則
	（施行期日）
	１　この条例は、公布の日から施行する。
	（経過措置）

別紙

現　行	改正案
	２　改正後の第５条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第４条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

庶務報告Ｎｏ．１
地　域　振　興　部
令和８年１０月１日

令和８年熊本地震の状況について

危機管理課

１　概要

令和８年７月 28 日、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード 7.1 の地震が発生し、熊本県宇城市及び氷川町で震度７を観測した。気象庁は一連の地震活動を「令和８年熊本地震」と命名し、地震により人的被害や住家被害が発生したほか、大規模な断水や交通インフラへの被害など、被災地の生活や社会活動に大きな影響が生じている。

【災害概要】

災害名	令和８年熊本地震
発生日時	令和８年７月 28 日 16 時 27 分
発生場所	熊本県熊本地方 深さ 16km（暫定値）
地震規模	マグニチュード 7.1（暫定値）
最大震度	震度７（熊本県宇城市、氷川町）

２　被害状況（令和８年８月 31 日時点）

（１）人的被害及び住家被害

人的被害		住家被害			
死者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	合計
38 人	368 人	1,796 棟	3,457 棟	30,993 棟	36,246 棟

（２）避難所の状況

避難所数	55 か所（最大 506 か所）
避難者数	2,170 人（最大 9,931 人）

（３）ライフラインの状況

水道	最大で約 108,100 戸が断水していたが、現在は全て復旧している。
電力	最大で約 48,530 戸の停電が発生したが、７月 31 日（金）に高圧線は復旧済み。現在はおおむね解消されている。
都市ガス	安全上の措置により 8,892 戸の供給を停止。倒壊した家屋(65 戸)を除き、全戸で供給を再開している。
通信	一部エリアで支障等が発生していたが、現在は全て復旧している。

（４）交通インフラ被害

九州新幹線では防音壁の落下・損傷等が 600 か所以上確認され、レール破断や橋脚の損傷も発生している。また、県管理道路 26 か所で全面通行止めが発生したほか、高速道路や港湾施設においても被害が確認されている。

（５）県内施設等の被害

医療機関 273 施設、高齢者施設 997 施設、障害者福祉施設 359 施設、学校 359 校等において被害が確認されている。また、熊本城や八代城跡では石垣崩落等の被害が発生している。

３　被災地における主な課題認識

（１）断水への対応

断水の影響により、飲料水の確保に加え、トイレ、入浴、手洗い等の生活用水が不足している。被災地ではトイレカーの派遣や入浴支援が実施されるなど、生活用水の確保に向けた対応が行われた。

（２）夏季発災に伴う健康管理

夏季の発災により、避難所等における熱中症やエコノミークラス症候群、感染症の発生などが懸念されている。被災地では被災者の健康管理に関する注意喚起などが行われている。

（３）交通・物流機能の確保

道路や鉄道等の被害により、物資輸送や応急復旧活動に影響が生じている。被災地では道路啓開や交通規制の解除に向けた復旧作業が進められており、広域物流を支える交通インフラの早期復旧に向けた対応が行われている。

（４）要配慮者の支援

高齢者や障害者等の要配慮者に対する支援が必要となっており、福祉避難所への福祉関係職員等の派遣や、災害派遣福祉チーム（DWAT）による支援が実施されるなど、要配慮者に対する福祉的支援の確保に向けた対応が行われている。

４　本区における支援の取組状況（令和８年８月 31 日時点）

（１）職員の被災地派遣（人事課）

ア　住家被害認定調査

① 派遣期間：令和８年８月 14 日（金）～21 日（金）

② 派遣人数：１名（建築）

③ 派 遣 先：熊本県熊本市

イ　罹災証明書発行受付事務

① 派遣期間：令和８年８月 21 日（金）～28 日（金）

② 派遣人数：１名（事務）

③ 派 遣 先：熊本県熊本市

（２）義援金の受付（総務課）

ア　区民

・受付場所：区役所ほか区民事務所など 10 か所

・期間：令和８年８月５日（水）～10 月９日（金）

イ　職員

・期間：令和８年８月 14 日（金）～９月 30 日（水）

５　令和８年熊本地震を踏まえた区の対応

被災地では、厳しい暑さが続き、地震災害に加えて熱中症の危険性が高まるなど、複合的な災害対応が必要となった。特に、地震の影響による広域的な断水では、飲料水の確保に加え、トイレや手洗い、入浴等に必要な生活用水の確保が大きな課題となった。

特に、衛生環境及び健康状態の維持に直結するトイレ対策について、実効性の高いトイレ環境の確保に向けた取組を進めることが急務である。

また、避難所環境の向上や車中泊避難者への対応に加え、在宅避難者の状況把握及び必要な支援を確実に届ける仕組みの構築も重要である。

こうしたことから、被災時の対応は、関係機関との連携はもちろん、全庁職員の総力戦となるため、災害対応力を高める人材育成にも力を入れていく。

庶務報告Ｎｏ．２
地　域　振　興　部
令和８年１０月１日

令和８年８月千葉豪雨への対応について

危機管理課

１　対応概要

令和８年８月 13 日、千葉県を中心とした記録的な大雨に伴い、葛飾区ではレベル３大雨警報の発表を受け、情報連絡態勢を設置するとともに、水害一時滞在施設を開設した。区内において人的被害は確認されなかったものの、道路冠水や床上浸水等が発生した。

【主な経過】

13 日	16時11分	レベル３大雨警報発表、情報連絡態勢設置
	17時25分	綾瀬川レベル３氾濫警報発表
	17時58分	千葉県に線状降水帯が発生
	18時20分	災害対策準備本部へ移行、水害一時滞在施設 18 施設（区内地区センター等）開設
	20時00分	綾瀬川レベル３氾濫警報解除、レベル２氾濫注意報へ移行
	20時30分	綾瀬川レベル２氾濫注意報解除
	21時28分	レベル３大雨警報解除、レベル２大雨注意報へ移行
	22時00分	水害一時滞在施設を閉鎖
14 日	０時 56 分	レベル２大雨注意報解除
	５時 00 分	情報連絡態勢解除

２　気象及び被害状況

（１）気象状況

区内では最大時間雨量 66.5 ㎜（高砂）、総雨量 170.0 ㎜（水元）を記録した。また、綾瀬川（谷古宇観測所）の水位は最高 3.14ｍとなり、一時的に避難判断水位 3.10ｍを超過した。

（２）被害状況

人的被害は確認されなかった。主な被害状況は以下のとおりである。

被害種別	件数	備考
道路冠水（アンダーパスを含む）	10	金町六丁目アンダーパスでは一時通行止めを実施
床上浸水	1	
公共施設被害（雨漏等）	13	

３　区の対応

（１）職員参集状況

部・局	参集人数	主な対応内容
総務部	３名	施設の漏水対応
施設部	３名	施設の漏水対応
地域振興部	30 名	情報収集、発信、各部連携、水害一時滞在施設開設・運営ほか
健康部	３名	人工呼吸器使用者の停電時対応
子育て支援部	８名	保護者到着までの預かり業務
児童相談部	２名	トイレの浸水対応
都市整備部	30 名	水防本部、区内パトロール、道路規制、排水機操作
区議会事務局	２名	区議会議員への情報提供
合計	81 名	

（２）情報発信

気象情報及び水位情報を注視し、区民に情報提供が必要な事項について、区公式ホームページ、区公式ＳＮＳ（LINE、Ｘ、Facebook）、葛飾区安全・安心情報メール及び葛飾区防災ポータル（かつラッパ）で情報発信を行った。

（３）区民からの問合せ

気象警報等の発表に伴い、区民からの問合せが危機管理課あてに延べ 10 件程度あった。主な問合せ内容は以下のとおり

・避難所は開設されるのか、どこに避難をすればよいか
・水害一時滞在施設に行ったほうがよいか
・ペットの避難はどうすればよいか
・河川の氾濫はないのか、今後の雨の降り方について

（４）水害一時滞在施設及び自主避難者について

通常営業している地区センター等を水害一時滞在施設として開設を行い、自主避難者の受入れを行った。

開設した施設	自主避難者数
区内 18 水害一時滞在施設※	１名（高砂地区センター）

※立石地区センター、東立石地区センター、東四つ木地区センター、四つ木地区センター、堀切地区センター、南綾瀬地区センター、青戸地区センター、新小岩地区センター、奥戸地区センター、高砂地区センター、新宿地区センター、金町地区センター、東金町地区センター、亀有学び交流館、亀有地区センター、新小岩地域活動センター（にこわ新小岩）、柴又学び交流館、水元学び交流館

４　課題及び今後の対応

（１）区内における内水氾濫の浸水リスクについて

今回の冠水箇所と雨水出水浸水想定区域図との関係を検証した上で、予め把握している浸水リスク、冠水時に避けるべき道路・アンダーパス及び適切な避難行動について、区民への周知を強化するとともに、庁内で共通認識を持つ必要がある。

（２）線状降水帯の発生について

千葉県を対象とする半日前予測及び直前予測が発表されない中で、気象防災速報（線状降水帯発生）が発表された。千葉県では、その後も線状降水帯が繰り返し発生し、記録的な大雨となった。

この事例を踏まえ、半日前予測や直前予測が発表されていない場合であっても、レベル３大雨警報の発表に加え、暖かく湿った空気の流入、大気の不安定化、雨雲の急発達、近隣地域の被害状況等を総合的に確認し、急激な状況悪化を想定して対応する必要がある。

（３）水害一時滞在施設の開設について

千葉県に気象防災速報（線状降水帯発生）が発表され、線状降水帯予測マップ上では葛飾区がエリアに含まれているように見えることに加え、雨域が西に移動していたこと、区内で道路冠水や浸水に関する情報が相次いでいたこと、今後の内水氾濫の危険性が高まる可能性があることなどを総合的に勘案し、水害一時滞在施設の開設を決定した。

なお、水害一時滞在施設のうち、文化会館及び子ども未来プラザ鎌倉は即時に連携がとれなかったことから開設に至らなかった。今後は、確実に開設できる体制へ見直す必要がある。

（４）帰宅困難者対策について

千葉県では、鉄道の運休等により帰宅困難者が発生し、帰宅困難者一時滞在施設が開設された。今回、葛飾区においては帰宅困難者が限定的であったが、鉄道運休が長時間化した場合には多くの帰宅困難者が発生する可能性があることから、水害時における一時滞在施設の確保や受入体制について検討する必要がある。

（５）綾瀬川レベル３氾濫警報について

綾瀬川（谷古宇観測所）で避難判断水位を一時超過したことからレベル３氾濫警報が発表されたが、水位低下予測及び浸水想定等を踏まえ、本区への氾濫影響は見込まれないと判断し、警戒レベル３高齢者等避難は発令せず、区民に対し、綾瀬川上流部の水位が上昇しているものの、現時点で本区への影響は見

込まれない旨を情報発信した。令和８年５月から運用が開始された新たな防災気象情報だけで避難指示等を判断することは適切ではない場合があるため、防災気象情報だけでなく、雨量予測なども含め、総合的に判断する必要がある。

庶務報告Ｎｏ．３
地　域　振　興　部
令和８年１０月１日

令和８年８月 23 日に発生した茨城県南部を震源とする地震への対応について

危機管理課

１　概要

茨城県南部を震源とする最大震度５弱の地震が発生した。本区では震度４を観測したため、情報連絡態勢を設置し、関係機関及び各部との情報共有、被害状況の確認、区民への情報発信等を実施した。

【災害概要】

発生日時	令和８年８月 23 日２時 00 分頃
発生場所	茨城県南部　深さ 68km（暫定値）
地震規模	マグニチュード 5.9（暫定値）
最大震度	震度５弱 （茨城県・埼玉県・千葉県・東京都の 17 市区町村）
本区の震度	震度４

【主な経過】

23 日	２時 00 分	地震発生
	２時 06 分	葛飾区で震度４発表、情報連絡態勢設置
	２時 16 分	危機管理課職員参集。区内警察署及び消防署へ情報連絡態勢構築を連絡
	２時 45 分	亀有警察署から危機管理課あてに、西亀有２丁目道路上の漏水（以下、「道路上漏水」という。）の連絡あり。本田消防署へ情報共有
	４時 18 分	道路上漏水に伴う通行止めを実施
	４時 41 分	道路上漏水について危機管理課から水道局へ連絡
	５時 27 分	道路上漏水について応急修理により止水
	５時 34 分	安全確認が取れたことから道路上漏水に伴う通行止めを解除
	７時 30 分	新たな被害情報がないため、情報連絡態勢解除
	７時 54 分	区議より危機管理・防災担当部長あて、葛飾小学校での漏水について入電
	８時 21 分	危機管理課職員葛飾小学校到着。応急対応等を開始。その後、教育委員会事務局に対応を引き継ぎ。

２　被害状況（令和８年８月 31 日時点）

人的被害は確認されていない。区内で確認された主な被害状況は以下のとおりである。

被害種別	件数	被害の概要
水道被害	2	集合住宅での断水、水道管マンホールの漏水
建物什器破損	1	区民事務所の飛沫防止アクリル板の落下・破損、書庫及び倉庫扉の開閉不具合
エレベーター停止	6	総合庁舎等のエレベーターが安全のため、自動停止。閉じ込めなし
警報発報	2	公共施設の機械警備、火災報知器等の発報
建物内漏水	1	葛飾小学校４階天井からの漏水
消防設備関係	2	公共施設の防火扉閉鎖（火災はなく、地震による留め金の外れによるものと推定）、消火栓ポンプ故障表示（地震により雨水貯留槽水位が上下したことによるエラー）
合計	14	

３　区の対応

（１）職員参集状況

部・局	参集人数	主な対応内容
総務部	1	被害状況確認
地域振興部	11	情報連絡態勢、区長・副区長報告、関係機関と情報共有（都、消防、警察、水道局）、各部と情報共有、報道機関対応、情報配信、水道マンホールからの漏水対応、葛飾小学校漏水対応
福祉部	3	施設の被害状況確認、エレベーター復旧対応、エレベーター停止に係る利用者への連絡
健康部	1	施設の被害状況確認、情報連絡態勢の確保
都市整備部	5	情報連絡態勢、水道マンホールからの漏水対応、施設の被害状況確認
教育委員会事務局	36	葛飾小学校漏水対応 、奥戸総合スポーツセンターからの漏水対応物品移送、全図書館及び関連施設の被害状況確認、不足物資調達
区議会事務局	1	議会棟の被害状況確認
合計	58	

（２）情報発信

地震による被害情報を注視し、区民に情報提供が必要な事項について、区公式ホームページ、区公式ＳＮＳ（LINE、Ｘ、Facebook）、葛飾区安全・安心情報メール及び葛飾区防災ポータル（かつラッパ）で情報発信を行った。

（３）区民からの問合せ

危機管理課及び夜間休日窓口に計２件の問合せがあった。内容は、集合住宅の断水及び防災行政無線の聞き取りに関するもので、関係機関への相談方法や複数の情報確認手段を案内した。

（４）協定先自治体の状況確認

協定自治体における震度５弱以上はなかった。地震が発生した区域内の協定先自治体の震度は以下のとおり

震度４：土浦市、稲敷市、八潮市、三郷市、市川市、松戸市

４　課題及び今後の対応

（１）災害時における各部対応体制の課題

地域防災計画では、震度４地震発生時に各部において職員を参集し、所管施設等の対応措置を実施することとされている。しかし、今回の対応においては、一部の部局において参集及び連絡体制に課題が見られ、所管事項に係る初動対応に時間を要した。結果として、本来、所管部局が実施すべき現地対応や状況確認を情報連絡態勢従事職員が実施する場面が生じ、災害対応体制の役割分担に課題が認められた。今後は、各部における参集体制及び連絡体制の実効性を改めて確認するとともに、災害対応に必要な参集及び連絡体制の徹底を図るとともに、初動対応体制の強化に取り組む必要がある。

（２）水道マンホールからの漏水に関する対応について

亀有警察署から危機管理課あてに、西亀有二丁目 48 番 1 号付近の区道上で水が漏れており、マンホールの蓋が外れているという通報があった旨の一報を受けた。亀有警察署から東京都水道局等の関係機関へ連絡する旨の報告があったため、危機管理課からは連絡を行わなかった。しかし、その後、亀有警察署から東京都水道局等の関係機関への連絡がとれていないことが判明。これにより関係機関との連携及び現場対応に時間を要した。今後は情報の重複連絡を懸念することなく、迅速な情報共有を優先し、危機管理課から関係機関と積極的に情報の共有を図ることが必要である。

（３）葛飾小学校の漏水対応について

区議から危機管理・防災担当部長あての通報により被害を把握。危機管理・防災担当部長から教育委員会事務局へ連絡。漏水の発生時間及び原因は特定できていないものの、地震発生当初から漏水が発生していた可能性がある。機械警備の発報もあったが、機械警備業者は、多数の発報対応に追われていたとの

ことで、現場到着時には、通報による漏水への応急対応が進められていた。機械警備の発報による連絡が教育委員会事務局に早期に到達していれば、被害の軽減につながった可能性があることから、本件事象の事実確認、課題分析を進めるとともに、各種連絡体制の見直しが必要である。

庶務報告Ｎｏ．４
地　域　振　興　部
令和８年１０月１日

葛飾区国土強靭化地域計画の改定について

危機管理課

１　概要

区では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づき、大規模自然災害等が発生した場合においても区民の生命・財産及び社会経済活動への被害を最小限に抑えることを目的として、令和３年度に葛飾区国土強靭化地域計画（以下「本計画」という。）を策定し、強靭化に資する施策を推進してきた。

その後、国において令和５年７月に国土強靭化基本計画が改定され、令和７年６月には第１次国土強靭化実施中期計画が閣議決定されるなど、国土強靭化を取り巻く状況が変化していることから、本計画の改定を進めるもの

なお、現行計画の概要については別紙のとおり。

２　改定の方向性

国及び東京都の関連計画並びに区の実施計画との整合を図るとともに、令和８年３月に国が公表した国土強靭化地域計画ガイドラインを踏まえ、現行計画策定後の制度改正等や防災施策の進展を反映し、本計画の改定を進める。

３　主な改定事項

・都心南部直下地震の被害想定への更新
・リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の見直し
・防災施策の進展の反映
・新規事業の追加
・葛飾区後期実施計画との整合性の確保

４　スケジュール（予定）

令和８年　10月～11月	改定素案の作成
12月	危機管理対策特別委員会への改定素案の報告
12月～１月	パブリック・コメントの実施
令和９年　１月～２月	改定案の作成
３月	危機管理対策特別委員会への改定案の報告 本計画の公表

葛飾区国土強靭化計画概要版

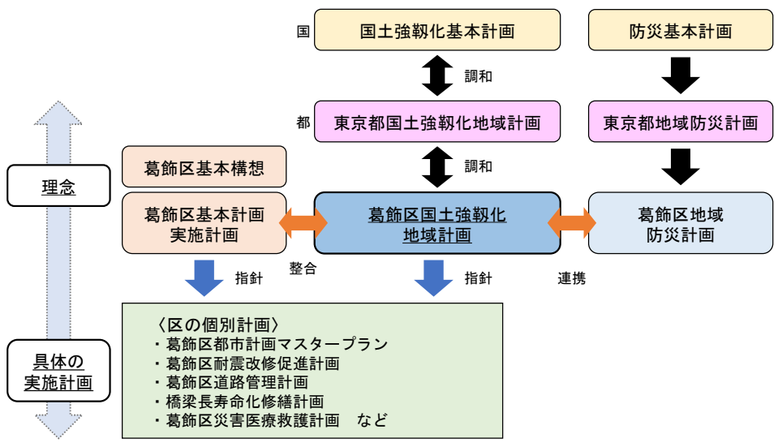
第１章　国土強靭化の基本的考え方

＜計画策定の趣旨＞

どのような大規模災害が起こっても行政が機能不全に陥らず、区民の生命や財産を守り、いつまでも元気であり続ける「強靭な地域」をつくりあげるために、区行政全般の計画の指針となる、「葛飾区国土強靭化地域計画」（以下「本計画」という）を策定します。

＜他の計画との関係＞

本計画は、基本構想に示された区の将来像や基本目標を実現するための総合的かつ基本的な計画である葛飾区基本計画と共に、区政のうち国土強靭化に関わる施策を総合的に推進するための指針となるものです。



＜計画期間＞

計画期間は、令和３年度から令和６年度までの４年間とし、３年ごとに策定される葛飾区実施計画に合わせて、本計画も改定を行います。なお、その間に大きく社会情勢等が変化する場合には、必要に応じて見直しを図ります。

第２章　区の状況

本計画の策定にあたり、本区の概況や想定される災害、災害履歴などを整理しました。

	項目	概要
1	葛飾区の概況	・葛飾区の地勢や人口を整理
2	地震による被害想定	・最も被害の発生する「東京湾北部地震」を本計画の想定地震とし、被害想定一覧を整理
3	葛飾区に被害を及ぼした主な水害被害	・令和元年東日本台風以前の大規模風水害や河川事業の変遷を整理
4	令和元年東日本台風（台風第 19 号）に関する区の状況等	・発災時の被害状況や区の対応、避難所の開設状況を整理

第３章　強靭化の基本的な考え方

＜強靭化を進めるための基本的な考え方＞

国土強靭化基本計画及び東京都国土強靭化地域計画を踏まえて、本計画の基本目標を以下のとおり設定しました。

【基本目標】

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

①　人命の保護が最大限に図られること

②　本区の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

③　区民の財産及び公共施設に係る被害が最小限に抑えられること

④　迅速な復旧復興を達成すること

＜事前に備えるべき目標＞

基本目標の実現に向け、国土強靭化基本計画や東京都国土強靭化地域計画を踏まえ、次の８つの事前に備えるべき目標を設定しました。

【事前に備えるべき目標】

目標１　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

目標２　大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

目標３　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

目標４　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

目標５　大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

目標６　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

目標７　制御不能な二次災害を発生させない

目標８　大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

＜リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定＞

４つの基本目標と８つの事前に備えるべき目標をもとに、国土強靭化基本計画及び東京都国土強靭化地域計画を踏まえつつ、区の地域特性を考慮して、29 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定しました（リスクシナリオ一覧は裏面に掲載。着色は後述の重点化するリスクシナリオ）。

＜脆弱性の評価方法＞

◇脆弱性の評価をする上での前提となる、大規模災害等の危機事象は、以下の７つを想定しました。

前提となる危機事象……①首都直下地震、②外水氾濫・高潮、③内水氾濫、④台風等による強風
⑤富士山・浅間山噴火による降灰、⑥社会的影響が大きい感染症、⑦複合災害

◇脆弱性を克服するための強靭化関連施策の分野は、以下の７分野としました。

強靭化関連施策の分野…①行政機能、②健康・医療・福祉、③情報通信、④経済・産業、⑤教育・文化
⑥環境、⑦まちづくり

第４章　最悪の事態ごとの脆弱性の評価と強靭化のための推進方針

＜リスクシナリオ別の脆弱性の評価と強靭化のための推進方針＞

リスクシナリオ別の脆弱性の評価に基づき、葛飾区実施計画等から特に関連性が強い施策を抜粋し、強靭化関連施策として整理しました。

＜重点化するリスクシナリオの選定＞

重点化するリスクシナリオは、区民の生命等に関わるものなど、緊急性が高いものを最優先として、事業の進捗度や令和元年東日本台風をはじめとした過去の災害による課題と教訓等を考慮して選定しました。

第５章　計画の推進

＜計画の推進＞

強靭化の具体的な取組については、葛飾区地域防災計画等の当該取組が位置付けられたそれぞれの計画等のもとで、着実に推進します。

＜計画の見直し＞

本計画は、定期的に行う進捗状況の把握、今後の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて見直しを図ります。

◆リスクシナリオごとの施策一覧

※ 　　は重点化するリスクシナリオ

事前に備えるべき目標(8)		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）(29)		主な施策
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物の大規模倒壊による死傷者の発生	①民間建築物の耐震化の促進 ②公共施設・基盤施設の耐震性能の維持 ③空家等対策 ④落下物及び倒壊、エレベーター閉じ込め事故等の防止
		1-2	住宅密集地域や不特定多数が集まる施設での大規模火災・損壊等による死傷者の発生	①延焼拡大防止のための街づくり ②避難空間の確保 ③防災意識の醸成 ④施設等での減災対策
		1-3	洪水・高潮により長期間浸水が継続する事態	①浸水しない地域への事前の避難 ②垂直避難先の確保 ③浸水対応型市街地づくりの推進 ④治水対策の推進
		1-4	大規模な火山噴火等により、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	①火山灰対策
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	①情報伝達手段の充実 ②災害時における要配慮者への支援
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	①道路ネットワークの確保 ②各家庭・事業所等での備蓄 ③備蓄品等の確保
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	①地域の防災力の向上 ②発災時の負傷者の抑制
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	①非常用電源等の確保
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	①帰宅困難者の発生抑制
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	①医療体制等の確保
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	①避難所等での衛生環境の確保 ②健康管理意識の醸成
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	①地域の防犯力の向上 ②詐欺や悪徳商法からの被害防止 ③性犯罪の発生防止
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	①他自治体等との連携 ②防災機能の整備 ③災害時の対応強化 ④職員の健康管理
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	①電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送や情報通信ネットワークの中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	①多様な手段による災害情報の発信
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	①事業所の災害対応力の向上 ②物流ルートの確保
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LP ガスのサプライチェーン機能の停止	①停電等への備え
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	①飲料水や生活用水の確保
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	①し尿処理対策
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	①道路や橋梁の安全対策 ②鉄道立体化の推進 ③公共交通の充実 ④自転車活用の推進
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	通電火災等による大規模火災の発生	①通電火災の抑制
		7-2	余震等に伴う建物被害の発生による被害拡大	①民間団体との連携強化
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出	①危険物の拡散・流出の未然防止
		7-4	農地の荒廃による被害の影響	①農地の維持
		7-5	風評被害等による葛飾区のイメージの低下	①正確な情報の発信
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①迅速な災害廃棄物の処理
		8-2	都市・住宅分野の復旧・復興を担う人材等（区職員、専門家、コーディネーター、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①都市・住宅分野の復旧・復興を担う人材の確保
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①地域コミュニティの再生
		8-4	鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①官民境界の明確化 ②都市インフラの災害対応力強化

庶務報告Ｎｏ．５
地　域　振　興　部
令和８年１０月１日

水害対処能力向上に係る各種訓練の実施結果について

運用訓練担当課

１　概　要

年度開始以降に実施した、①水害 BCP に基づく情報連絡訓練、②水害 BCP の改定に係る動画研修、③安否・参集状況応答訓練、④災害対策本部訓練について、訓練結果、評価、今後の訓練の改善要領等を報告する。

２　水害 BCP に基づく情報連絡訓練

（１）訓練概要

ア　実施日

令和８年６月 25 日（木）

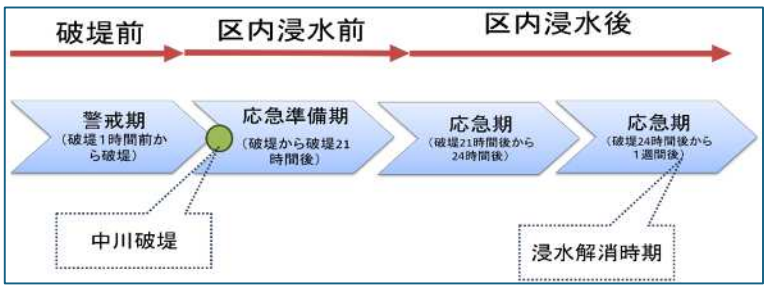
イ　訓練参加部署

庁内全課

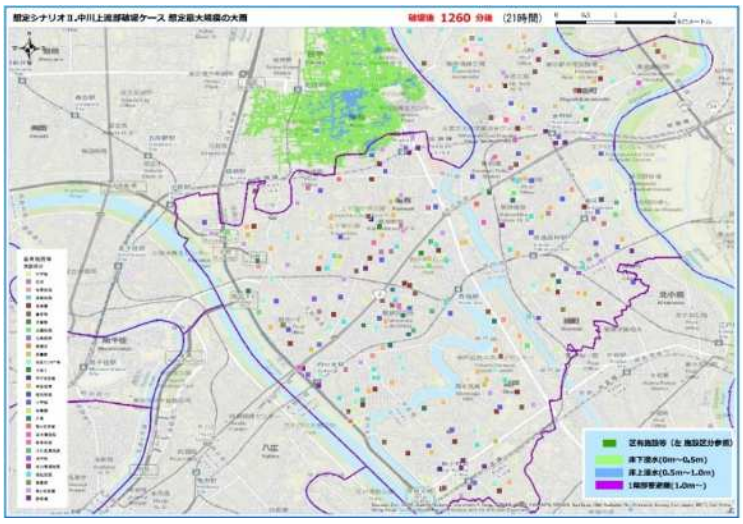
ウ　訓練内容

大雨によって 19.5km 右岸で破堤し区内西部地域が浸水するまでの期間において、水害 BCP に基づくフェーズごとの災害対応を各部署で検討し、葛飾区総合防災情報システム（かつ防）のクロノロジー機能を用いて報告した。

訓練フェーズ



破堤後
21 時間
浸水想定
区域図



（２）訓練結果

ア　参加部署：74（災対本部等の災害時部署含む。全部署参加）

（１部署は 27 日土曜日実施）

イ　報告件数：419 件

（３）評　価

ア　好事例

①　水害 BCP に基づく具体的な行動を想定して記載がされていた。

高齢者支援課	避難所運営・安否確認・無線確認まで具体化
児童相談課	保護児童対応、備品移動、医薬品確保など具体的手順あり
リサイクル清掃課	収集停止判断・協議・体制検討まで明記

②　所管施設の休止判断や利用者対応が記載されていた。

観光課、生涯学習課、生涯スポーツ課　ほか

③　時系列に応じた複数の業務が記載されていた。

都市計画課・道路建設課	参集→被害調査→復興準備
生活衛生課・地域保健課	初動→中盤→終盤まで保健医療活動を継続

④　積極的な訓練への参加（内容の具体性、登録件数、時系列対応）

生活衛生課	多数登録（初動～終盤まで計 40 件入力）、業務別（動物・毒物・衛生）に具体的な対応を実施
地域保健課	医療・物資・人員管理など多面的に記載されており、複数フェーズ対応が記載
産業経済課	施設利用者対応・物資拠点・情報発信まで具体的に記載
福祉管理課	要配慮者安否と福祉避難所運営の実働的な対応を記載
都市計画課	参集→水防態勢→被害調査→復興準備と連続性のある対応
児童相談課	対象者別に対応・浸水対策の備品移動等が具体的に記載
教育指導課	優先継続業務（校務系システム運用）と災害対応業務（避難所運営、事業中止判断）双方を各フェーズで対応
道路建設課	参集→水防態勢→被害調査→遺体搬送と連続性のある対応
ＤＸ戦略課	稼働確認・復旧業務を保守事業者との連携を意識した対応

イ　改善が必要な事例

①　状況説明のみで終了

参集状況○%、問い合わせ対応中、情報取得、対応なし　など

②　水害 BCP と業務の紐づけや想定が弱い

通常業務の記載のみ、水害 BCP の件名のみ記載　など

③　フェーズ意識が弱い

９時から 16 時まで、同じ内容の記載又は単一のフェーズのみ記載

④　課内での協議及び意思決定が不透明

休止検討中・休止予定のみの記載

⑤　時系列に合わせた対応が不十分

警　戒　期：参集報告が中心で、休止判断などが不十分だった。

応急準備期：業務検討の内容が増加したものの、フェーズにあった対応が記載されていない部署があった。

応　急　期：部署ごとの対応内容にばらつきが多く、業務量の少ない部署と多い部署の差が大きい。

復　旧　期：再開・復旧・復興に関しての記載が少ない。

ウ　総評

福祉部、健康部、都市整備部では、避難所運営、医療対応、水防活動等の具体的な対応が多数記録され、実効性がある。

一方、参集状況や情報収集状況等の「状況報告」に留まった事例、単一時点の入力に留まった事例もあった。

（４）今後の訓練の改善要領

記載ルールを改善し、入力水準の平準化を図る。震災等の異なる災害種別を想定した BCP に基づいて情報連絡訓練を行う。

（５）その他

ア　直前の調整会議での説明と全庁放送により、訓練参加率が高まった。

イ　訓練の SNS 発信、メディアの取材により、区民向けに周知できた。



（１）全庁放送



（２）メディア取材

３　水害 BCP の改定に係る動画研修

（１）訓練概要

ア　目　的

区職員に、水害 BCP の想定シナリオ、災害時優先業務、受援業務等に関する学習動画を視聴させ、適切、自発的な行動に習熟させる。

イ　実施時期

令和８年６月 22 日（月）から７月 31 日（金）まで

ウ　対象者

正規職員及び再任用職員（産休、育休、病休等の職員を除く）

エ　実施内容

学習動画の視聴（30 分程度）

（２）研修結果（全体の受講状況）

受講有無	割合（人数）
受講あり	57.0%（1,904/3,342 人）
受講なし	43.0%（1,438/3,342 人）

（３）評　価

水害 BCP の想定シナリオ、災害時優先業務、受援業務について、職員に一定の知識を付与できたが、受講率の更なる向上が必要。

アンケートでは、限られた人員の中で災害対応をしながら多数の区民や利用者への対応を行う負担への懸念、災害発生時の計画に即した行動への懸案、実践経験の不足に対する不安が判明した。

（４）今後の改善要領

ア　引き続き、研修動画を視聴可能にし、未視聴者の視聴を推奨する。

イ　各訓練の実施のみでは、アンケート意見にある職員意識の向上には対処困難なため、災害対処に係る人材育成を強化する

４　安否・参集状況応答訓練

（１）訓練概要

ア　目　的

葛飾区総合防災情報システムの「職員安否・参集状況確認ツール」を使用した職員の安否及び参集状況の応答訓練を通し、災害時の初動対応体制の強化を図った。

イ　実施時期

令和８年７月 14 日（火）午前９時～３日間

ウ　対象者

一般職員、再任用職員（フルタイム・短時間）、危機管理課に防災専門職員として採用されている会計年度任用職員

※派遣者、小・中学校教員、危機管理課以外の会計年度任用職員は対象外

エ　実施内容

職員メールアドレスへ一斉配信した安否・参集状況への回答及び緊急時の連絡先の登録を行った。

（２）訓練結果(全体の回答状況)

回答の有無	割合（人数）
回答あり	80.4%（2,688/3,342 人）
回答なし	19.6%（654/3,342 人）

（３）評　価

全体の回答率 **80.4%**となり、初回訓練としては一定の回答の確保と動作確認を行うことが出来た。654 人が未回答である点については、部署によっては、業務用端末数が一人１台無い場合や業務内容によって常時メールを確認できない職場環境であること、休暇・出張・研修・忌引き等により期間中に確認できなかった職員がいた可能性が考えられる。

今回、安否確認・参集状況の配信先を職員メールアドレスから災害時に連絡の取りやすい電話番号やメールアドレスに各自で変更・登録を実施していることから、次回以降の訓練では回答出来ない割合の減少が見込まれる。

（４）今後の改善要領

今後も定期的に安否確認の訓練を実施することで、職員自身の災害対応への意識醸成を図るとともに、複数連絡先の登録や人事異動後の連絡先情報の変更を進めていくなど、円滑かつ迅速な初動対応体制強化の取組を進めていく。

５　災害対策本部訓練

（１）訓練概要

ア　実施日

令和８年８月 30 日(日)08 時 30 分～17 時 15 分

イ　訓練参加部署

災害対策本部員、地域振興部、環境部、福祉部、子育て支援部、児童相談部、教育委員会事務局

ウ　参加者（研修者・委託業者を除く）

区役所職員	１６８名（運営側職員含む）
リエゾン・評価員（警察、消防）	７名
計	１７５名

エ　訓練内容

（ア）グループ討議（午前）

氾濫危険水位到達の恐れがあることの判明以降、第１回災害対策本部会議までの、災害対策本部各班・各部の決定・報告事項を議論

（イ）ロールプレイ訓練（午後）

葛飾区でのレベル４避難指示の発令以降、氾濫発生までの間に行う、災害対策本部・各部の実施事項の図上訓練（災害対策本部会議前

の区長レクまで)

（２）訓練結果・評価・今後の改善要領

次回危機管理委員会にて報告

６　今後の災害対処に係る人材育成への取り組み

それぞれの訓練の「今後の改善要領」の項目に各訓練の改善方針を記載したが、加えて、職員の意識の高揚が重要である。「区民の負託を受けた葛飾区職員」としての意識を向上するため、職員への研修を充実することとし、講義・ビデオ配信などを通じて啓蒙する。

庶務報告Ｎｏ．６
地　域　振　興　部
令和８年１０月１日

森永乳業株式会社東京工場跡地に建設された施設における
災害時協定の調整状況について

運用訓練担当課

このことについて、次のとおり調整状況を報告する。

１　背景

森永乳業株式会社東京工場跡地に建設された施設については、令和８年５月に地域貢献施設棟、同年９月に倉庫棟が竣工した。倉庫棟については、同年11月からテナントによる稼働開始が予定されている。

区としては、当該施設の立地及び物流機能を踏まえ、災害時における洪水緊急避難建物及び災害対応拠点としての活用並びに支援物資の受入れ、配送等に関する協力について、施設管理者及び施設に入居予定の物流事業者と協定締結に向けた調整を進めている。

別紙１「森永乳業株式会社東京工場跡地の所在地、倉庫棟と地域貢献施設棟の配置」

２　協議先

区分	協議先	主な役割（想定）
施設管理者	葛飾特定目的会社	施設利用に関する協力（洪水緊急避難建物、災害対応拠点としての施設提供等）
入居事業者	ヤマト運輸株式会社	支援物資の受入れ、配送等に関する協力

３　主な協定内容（案）

（１）施設管理者との協定では、地域住民等が水害時に緊急的かつ一時的に避難するための「洪水緊急避難建物」と、区が必要に応じて調達する物資やインフラ復旧用資機材等の荷卸し、保管、積込み等を行う「災害対応拠点」としての利用を位置付ける。内容は、別紙２「災害時等における施設利用の協力に関する協定書（案)」のとおりである。

（２）入居事業者との協定では、支援物資の受入れ、配送等について、区が必要と認める場合に協力を要請できる仕組みとする。内容は、別紙３「災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（案)」のとおりである。

（３）洪水緊急避難建物及び災害対応拠点として利用する施設の対象範囲は、別紙４「防災協定対象範囲図（倉庫棟）（案）」及び別紙５「防災協定対象範囲図（地域貢献施設棟）（案）」に示すとおりとする。なお、これらの図面は、今後の協議等により内容を修正する場合がある。また、各施設の外観及び建物の高さ等については、別紙６「立面図（倉庫棟）」及び別紙７「立面図（地域貢献施設棟）」に示すとおりである。

（４）災害時協定に基づく面積（建築確認時）

施設名	洪水緊急避難建物	災害対応拠点	防災備蓄倉庫
倉庫棟	12,527.54㎡ （１～３階南北ランプウェイ、 ２・３階中央通路）	－	－
地域貢献施設棟	232.80㎡ （２階飲食室）	1,468.34㎡ （防災備蓄倉庫を除く。）	481.08㎡

４　協定締結日

速やかな締結に向け調整中

５　留意事項

（１）災害時の協力は、施設及び事業者の被災状況、安全確保、営業継続等を踏まえ、可能な範囲で行われるものである。

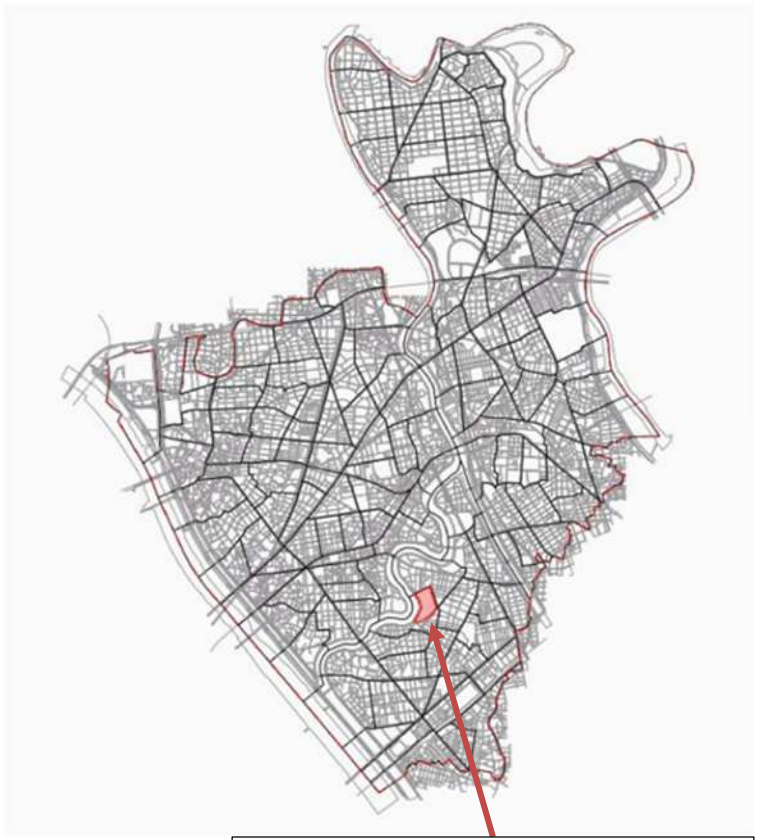
（２）今後、相手方との協議により、協定内容、施設の対象範囲、費用負担、運用方法等が変更となる可能性がある。

６　防災備蓄倉庫の確保

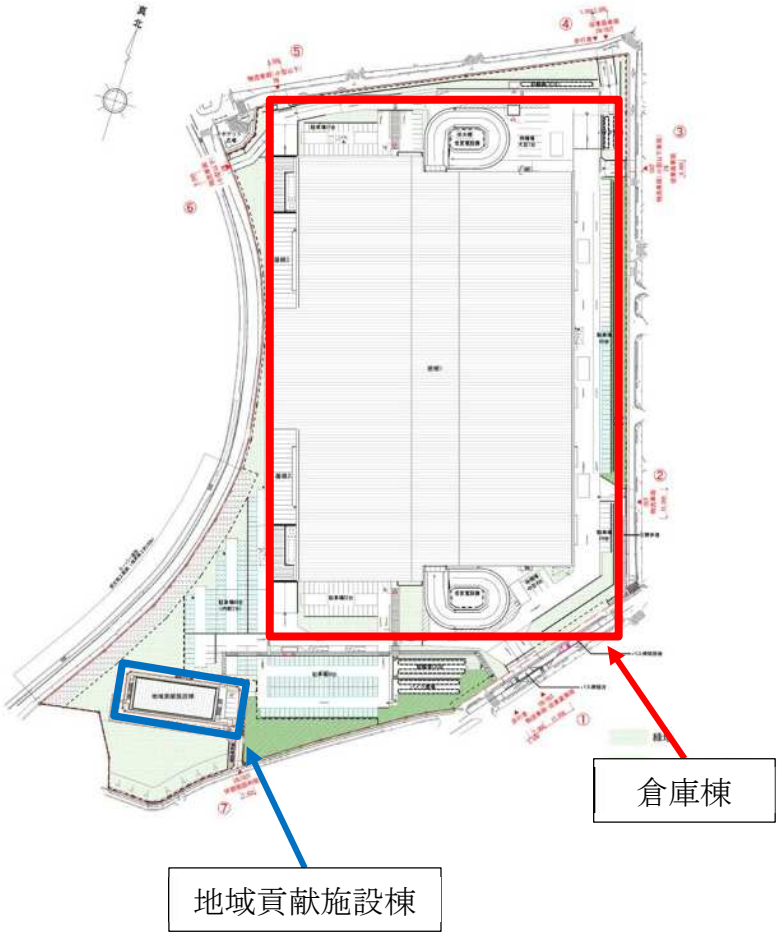
森永乳業株式会社東京工場跡地内の地域貢献施設棟（オクドＢＡＳＥ）１階について、東京都の備蓄物資を区があらかじめ受領する寄託物資食料等の保管スペースとしての活用に向け、施設管理者と具体的な調整を進めている。

別紙１

森永乳業株式会社東京工場跡地の所在地、倉庫棟と地域貢献施設棟の配置



森永乳業株式会社東京工場跡地



倉庫棟

地域貢献施設棟

（案）

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

別紙２

葛飾区（以下「甲」という。）及び葛飾特定目的会社（以下「乙」という。）は、災害時等における施設の利用に関して、次のとおり災害時等における施設利用の協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、甲の地域に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が所有し、及び管理する施設を洪水緊急避難建物及び災害対応拠点として利用すること（以下「災害時等の緊急一時避難」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「洪水緊急避難建物」とは、甲の地域の住民等が水害時に緊急的かつ一時的に避難するための場所をいい、「災害対応拠点」とは、甲が必要に応じて調達する物資及びインフラ等の復旧に必要となる資機材等の荷卸し、保管、積込み等を行う場所をいう。

２　洪水緊急避難建物及び災害対応拠点として利用する施設（以下「提供施設」という。）は、次表に掲げる施設とし、別紙に示した部分を利用する。

施設名	所在地
CBRE IM　葛飾	東京都葛飾区奥戸●●

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時等に提供施設を利用する必要があるときは、施設利用協力要請書（別記様式）（以下「要請書」という。）により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に電話その他の方法をもって要請し、事後速やかに乙に要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、当該要請に応じることが困難な事情がない限り、速やかに協力するものとする。

（協力の内容）

第４条 甲は、乙に対し、災害時等の緊急一時避難の際に次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（１）　洪水緊急避難建物及び災害対応拠点として提供施設を提供すること。

（２）　洪水緊急避難建物及び災害対応拠点の開設のための準備

（３）　洪水緊急避難建物及び災害対応拠点として活動を行うために必要なスペース及び設備の確保

（４）　その他特に協力を必要とする事項

２　前条第１項の規定による甲からの要請があった場合、乙は、避難者の受入れが可能と判断し

たときは、提供施設の一部を洪水緊急避難建物として提供するものとする。また、災害対応拠点としての利用が可能と判断したときは、提供施設の一部を災害対応拠点として提供するものとする。

３　乙は、前項の規定に基づき提供施設の一部を洪水緊急避難建物として提供する場合は、次に掲げる事項について、避難者への支援を可能な範囲で行うように努めるものとする。

（１）乙が所持し、及び管理する施設の共用部のうち使用可能な設備の提供

（２）甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況及び道路状況等の情報の提供

（提供施設の閉鎖）

第５条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲及び避難者に対し、提供施設を閉鎖し、物資の撤去及び避難者の退去を求めることができるものとする。

（１） 甲が、提供施設を災害時等の緊急一時避難のために利用する必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

（２） 乙が、提供施設の安全を確保できないと判断し、甲に連絡した場合

（３） 提供施設を使用する者による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があった場合

（４）その他合理的な理由により乙が提供施設の閉鎖を求めた場合

２　前項の規定による求めがあった場合は、甲は責任をもって対処するものとする。

（経費の負担及び請求）

第６条　第３条第１項の規定による要請に基づく協力の実施により要した乙の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定による費用の価格は、法令等で定めるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の規定により決定された費用の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第７条　乙は、災害時等の緊急一時避難の協力の実施に際し、事故等が発生したときは、速やかに甲に対して報告するものとし、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

（損害の負担）

第８条　第３条第１項の規定による要請に基づく協力の実施により、乙に損害が生じた場合は、甲乙協議の上、その措置について決定するものとする。ただし、当該損害が甲又は避難者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、甲は当該損害を賠償するものとする。

（原状回復）

第９条　甲は、第５条の規定により提供施設が閉鎖された場合は、速やかに原状に復して乙に返

還しなければならない。この場合において、原状回復に要する費用については、甲が負担するものとする。

（平時からの備え）

第１０条　甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な実施を図るため、平時から情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

２　乙は、甲から要請があった場合には、可能な範囲で、甲が実施する防災訓練、防災啓発その他防災対策に協力するものとする。

（提供施設に入居する事業者への協力要請）

第１１条　乙は、提供施設に入居する事業者に対し、災害時等における支援物資の受入れ、保管、荷役、配送その他災害対応に必要な事項について、可能な範囲で甲に協力するよう要請するものとする。

（連絡体制等の確認）

第１２条　甲及び乙は、災害時等に本協定が円滑かつ迅速に運用されるように、この協定成立の日及び毎年４月１日現在の連絡先一覧を作成し、相互に書面により交換するものとする。

２　甲及び乙は、前項に規定する連絡先一覧に記載の事項に変更が生じた場合は、遅延なく書面により相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第１３条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、この期間満了の１か月前までに甲乙いずれかから更新を拒絶する旨の通知が相手方になされない限り、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（乙による提供施設の譲渡）

第１４条　前条の規定にかかわらず、提供施設の所有権が乙から第三者に譲渡される場合、本協定は当該譲渡日をもって解除されるものとする。ただし、乙は、当該第三者が甲との間で本協定と実質的に同内容の協定書を締結するよう合理的な範囲で協力するものとする。

（協議）

第１５条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙誠実に協議の上、これを決定するものとする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙の記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　　月　　日

甲　　東京都葛飾区立石 5 丁目 13-1
葛飾区
葛飾区長　青木　克徳

乙　　東京都港区元赤坂一丁目 1 番 7-1209 号
株式会社赤坂国際会計事務所内
葛飾特定目的会社
取締役　林　令史

別記様式

年　　月　　日

葛飾特定目的会社
取締役　　林　　令　史　様

葛飾区長　青　木　克　徳

施設利用協力要請書

災害時等における施設利用の協力に関する協定書第３条第１項の規定により、下記のとおり施設利用の協力を要請します。

記

１　要請理由
（１）災害等の発生状況又は発生のおそれ：
例）東京都東部を震源とする大規模地震が発生し、区内各避難所への支援物資配送体制を確保する必要があるため
（２）必要とする利用目的：
□　洪水緊急避難建物としての利用
□　災害対応拠点としての利用

２　利用を要請する施設
施設名　　CBRE IM 葛飾
所在地　　東京都葛飾区奥戸●●
利用範囲　別紙１に示す提供施設のうち、次の部分
□　洪水緊急避難建物
□　災害対応拠点

３　要請内容
□　避難者の一時的な受入れ場所としての施設提供
□　災害対応拠点としての施設提供
□　施設開設のための準備
□　使用可能なスペース及び設備の確保
□　施設周辺の被害状況、道路状況等の情報提供
□　その他（　　）

4　利用予定期間

開始　　年　　月　　日（　）　　時　　分から

終了　　年　　月　　日（　）　　時　　分まで

※災害の状況等により変更が生じる場合があります。

5　利用予定人数・物資等

（1）避難者数　　約　　人

（2）搬入予定物資等　　□　あり　　□　なし

内容：

例）飲料水、アルファ化米、毛布、携帯トイレ、ブルーシート等の支援物資

（3）車両の出入り　　□　あり　　□　なし

台数・車種等：

例）大型トラック５台、フォークリフト２台

6　区の連絡先

所　属：

担当者：

電　話：

メール：

7　備考

例）搬入した支援物資は区内避難所への配送拠点として使用する予定です。

（案）

災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書

別紙３

葛飾区（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入、配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、葛飾区域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の支援物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う支援物資の受入、配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配送先となる葛飾区内の避難所又は甲が指定する支援物資の供給場所等をいう。

（５）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により支援物資の受入、避難所等への配送等が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設とする。

２　甲は、葛飾区内における物資の流通状況が復旧するなど、物資集積・搬送拠点における荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（支援物資の受入、配送等の要請）

第４条　甲は、支援物資の受入、配送等のため必要と認めるときは、次に掲げる業務を乙に要請することができる。

（１）物資集積・搬送拠点の管理、運営

（２）物資集積・搬送拠点及び集中備蓄倉庫等から避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（３）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

（４）荷役作業に必要な人員、資機材及び配送に必要な車両その他必要な設備等の提供

（５）支援物資の受入、配送等に関する助言等を行う要員の派遣

（６）その他甲及び乙が必要と認め、かつ乙が応じられる事項

２　甲は、前項の規定による要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、文

書により要請するいとまがないときは、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（支援物資の受入、配送等の実施）

第５条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

２　乙は、本協定に基づき支援物資を避難所等へ配送する場合は、本協定書の写し等を携行するものとする。

（報告）

第６条　乙は、第４条の規定による要請により同条第１項に掲げる業務（以下「業務」という。）を行ったときは、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

２　甲及び乙は、第４条第２項及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第７条　第４条の規定による要請により乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第８条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）

第９条　支援物資の受入、配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第１０条　本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利用して

はならない。業務の終了後又は本協定が終了した後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（平時からの備え）

第１２条　甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な実施を図るため、平時から情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

２　乙は、甲から要請があった場合には、可能な範囲で、甲が実施する防災訓練、防災啓発その他防災対策に協力するものとする。

（連絡責任者）

第１３条　甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとし、変更した場合も同様とする。

（協議）

第１４条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第１５条　本協定は締結の日から適用し、有効期間は協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、更に１年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　東京都葛飾区立石５丁目１３－１
葛飾区
葛飾区長　青木　克徳

乙　東京都墨田区立川４丁目１７－１
ヤマト運輸株式会社　城東主管支店
主管支店長　三浦　公義

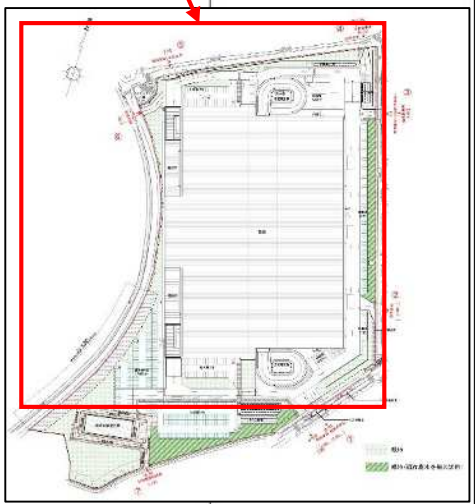
防災協定対象範囲図（倉庫棟１階）赤枠内は洪水緊急避難建物

別紙４

	面積(㎡)
1階北側ランプウェイ	1,209.35
1階南側ランプウェイ	1,209.35
2階北側ランプウェイ	1,209.35
2階南側ランプウェイ	1,209.35
2階中央車路	2,635.72
3階北側ランプウェイ	1,209.35
3階南側ランプウェイ	1,209.35
3階中央車路	2,635.72
合　計	12,527.54

※本図面は原図（Ａ１：1/150、Ａ３：1/300）をＡ４サイズに縮小して掲載しているため、記載の縮尺とは異なります。

倉庫棟



株式会社 安藤・間 一級建築士事務所
HAZAMA ANDO CORPORATION

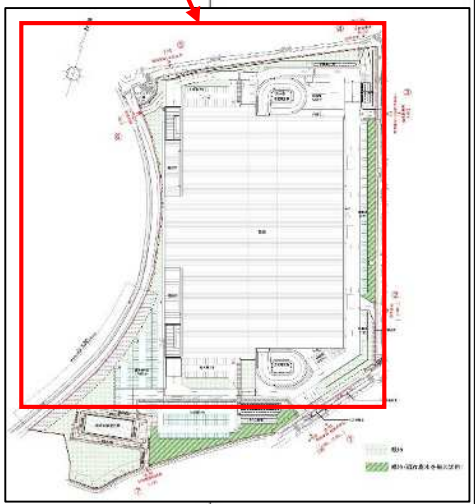
1階平面図

A-32

防災協定対象範囲図（倉庫棟２階）赤枠内は洪水緊急避難建物

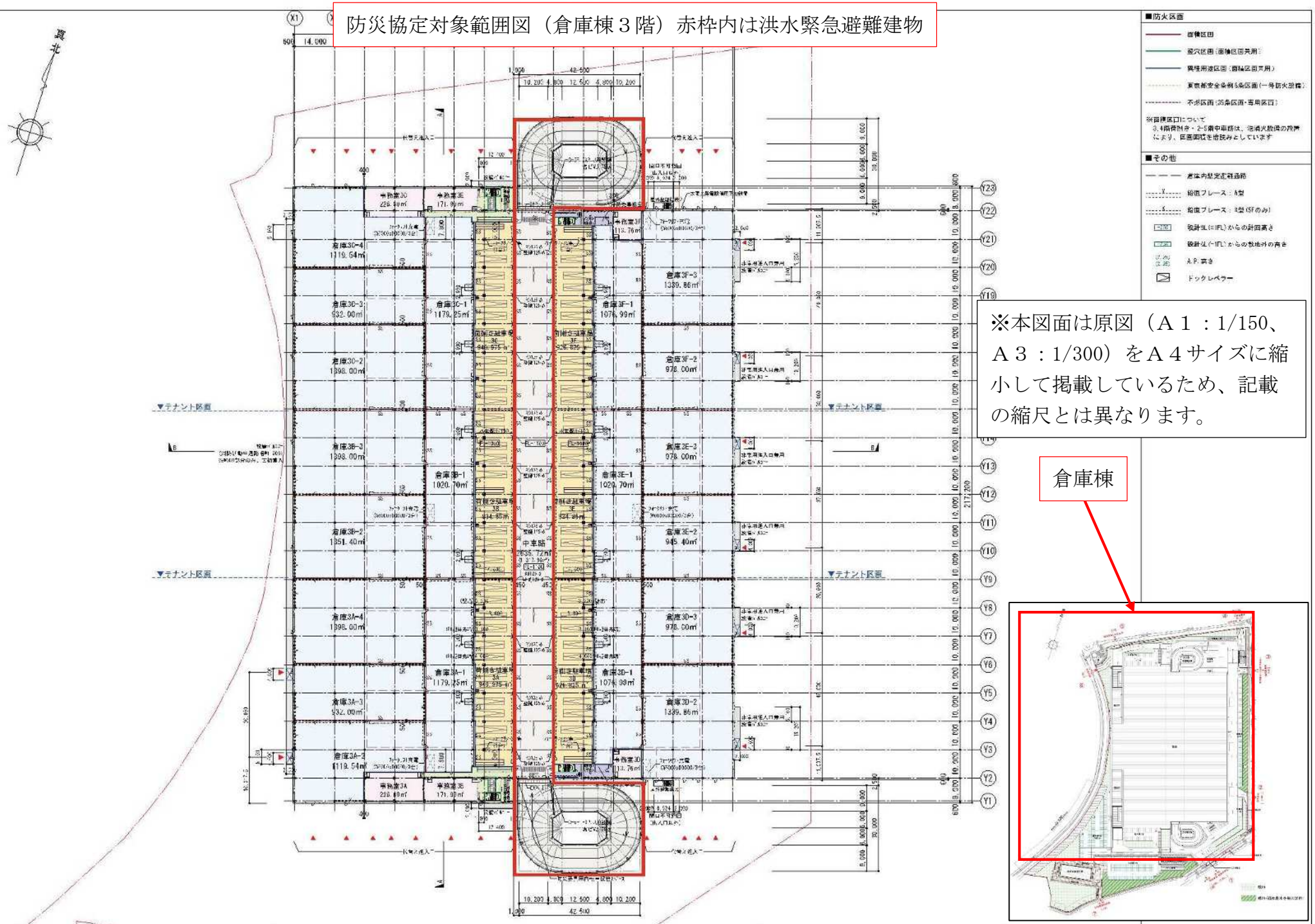
※本図面は原図（Ａ１：1/150、Ａ３：1/300）をＡ４サイズに縮小して掲載しているため、記載の縮尺とは異なります。

倉庫棟



株式会社 安藤・間 一級建築士事務所 HAZAMA ANDO CORPORATION	一級建築士 第２４５４７８号 室田武志	（仮称）葛飾区東戸物流施設計画 ２階平面図	契約図 A-33

防災協定対象範囲図（倉庫棟３階）赤枠内は洪水緊急避難建物



株式会社 安藤・間 一級建築士事務所
HAZAMA ANDO CORPORATION

一級建築士 第２４５４７８号 室田武志

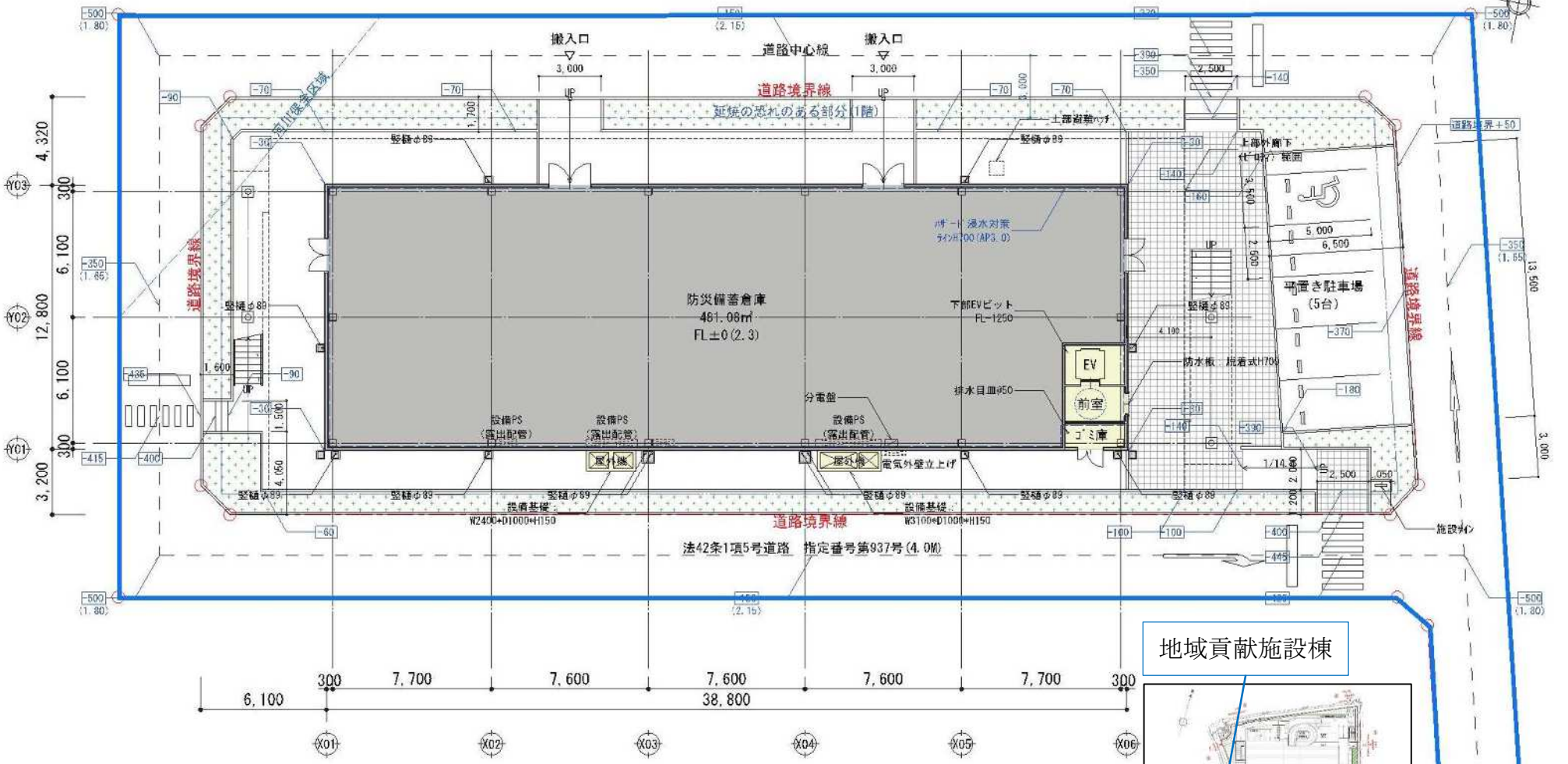
（仮称）葛飾区鎌戸物流施設計画

３階平面図

A-34

防災協定対象範囲図（地域貢献施設棟１階）青枠内は災害対応拠点

別紙５



地域貢献施設棟



-500 (1.80) レベル表記を示す。上段：設計GLからの高さ(mm) 下段：A.P高さ表記

※本図面は原図（Ａ１：1/150、Ａ３：1/300）をＡ４サイズに縮小して掲載しているため、記載の縮尺とは異なります。

名称	面積（㎡）
地域貢献施設棟（防災備蓄倉庫を除く。）	1468.34
防災備蓄倉庫	481.08
合計	1949.42

株式会社 安藤・間 一級建築士事務所
HAZAMA ANDO CORPORATION

一級建築士 第２４５４７６号 宝田 武志

（仮称）亀梨区総戸地域活性設計画【地域貢献施設棟】

1階平面図

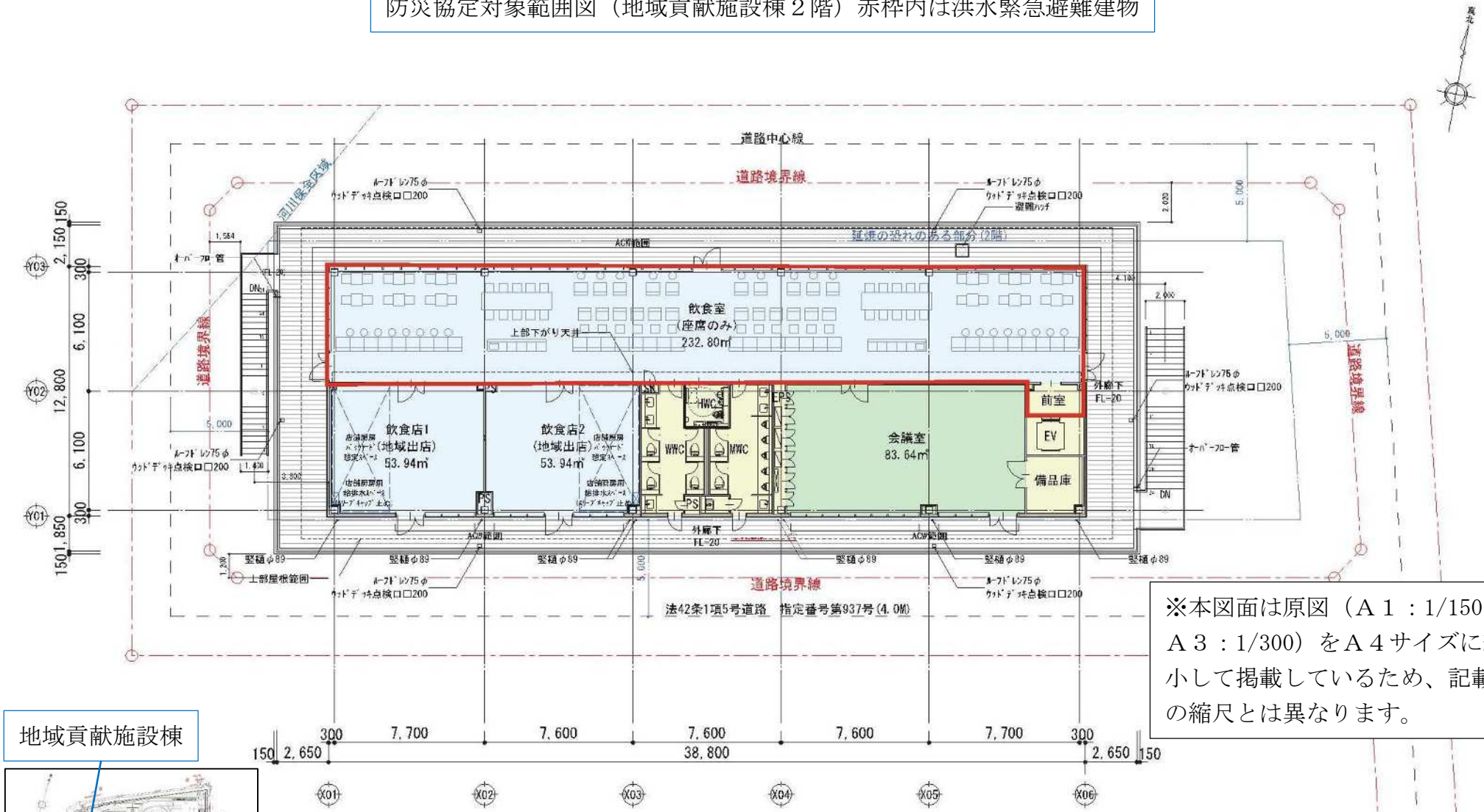
A1 1/150
A3 1/300

2024.09.06

契約図

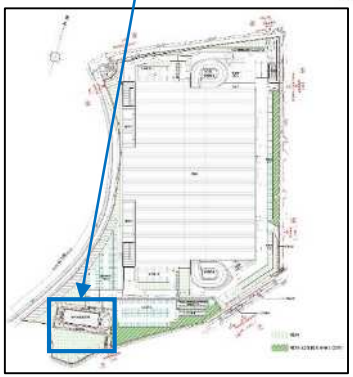
CA-19

防災協定対象範囲図（地域貢献施設棟２階）赤枠内は洪水緊急避難建物



※本図面は原図（Ａ１：1/150、Ａ３：1/300）をＡ４サイズに縮小して掲載しているため、記載の縮尺とは異なります。

地域貢献施設棟



	面積（㎡）
地域貢献棟　2階飲食室	232.80

株式会社 安藤・間 一級建築士事務所
HAZAMA ANDO CORPORATION
一級建築士　第２４５４７６号　宝田　武志

（仮称）亀岡区総戸数流況設計画【地域貢献施設棟】

2階平面図

A1 1/150
A3 1/300

2024.09.06

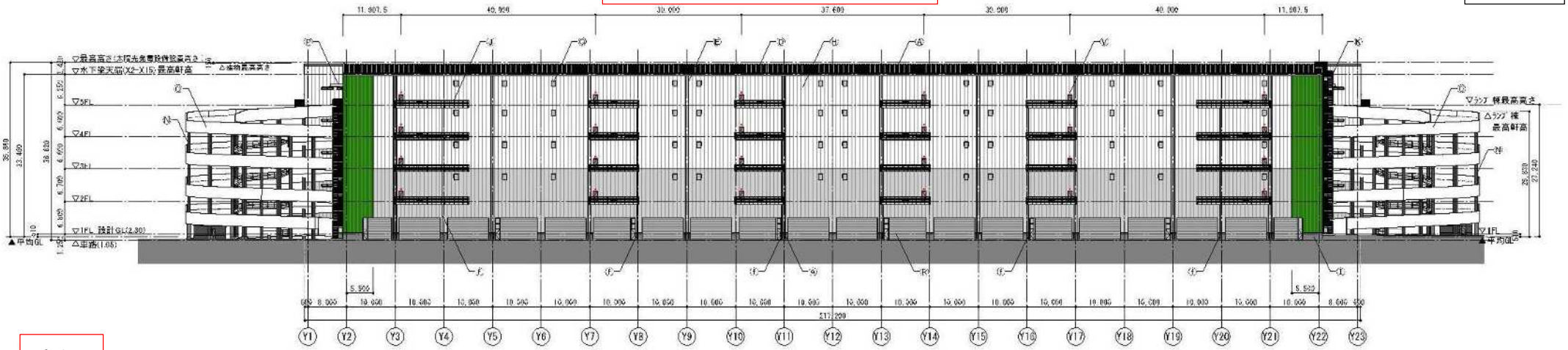
契約図

CA-20

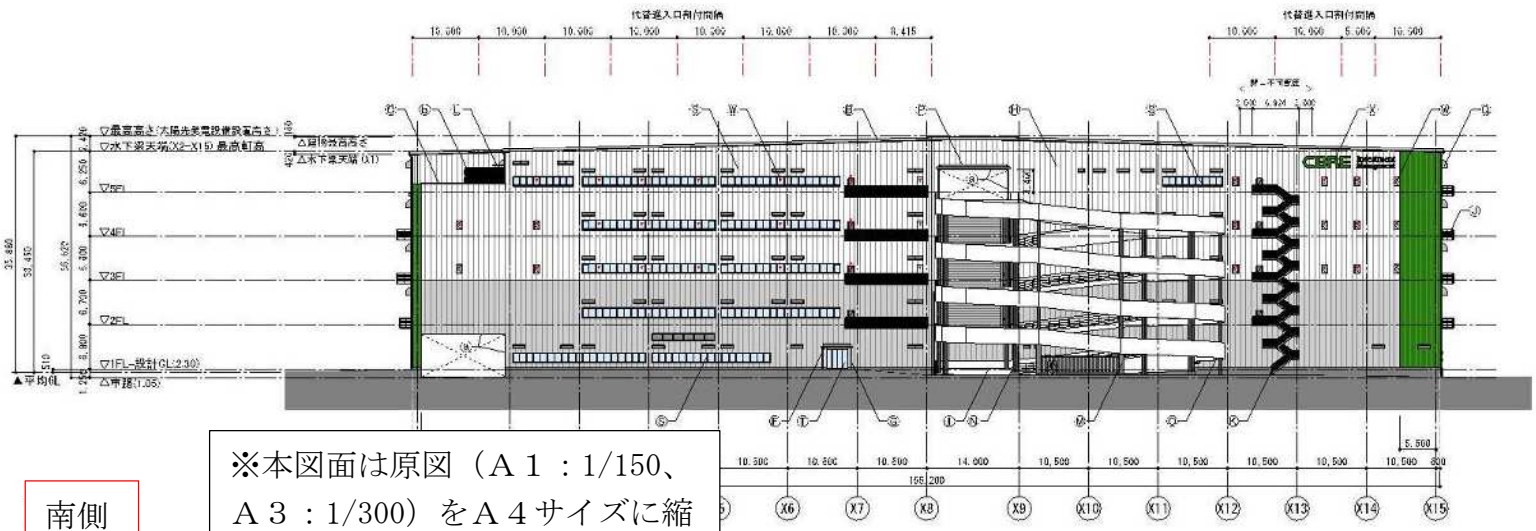
別紙６

立面図（倉庫棟東側・南側）

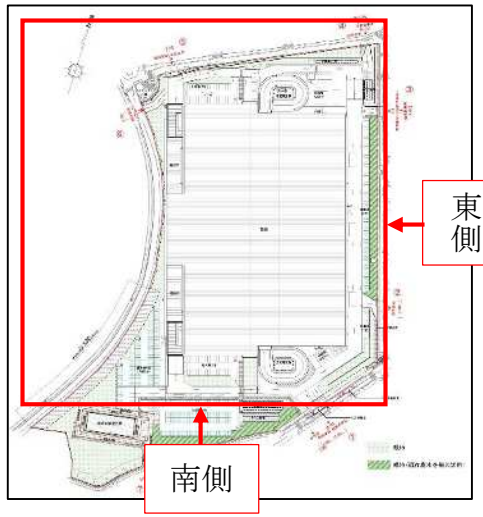
東側



南側



※本図面は原図（Ａ１：1/150、Ａ３：1/300）をＡ４サイズに縮小して掲載しているため、記載の縮尺とは異なります。

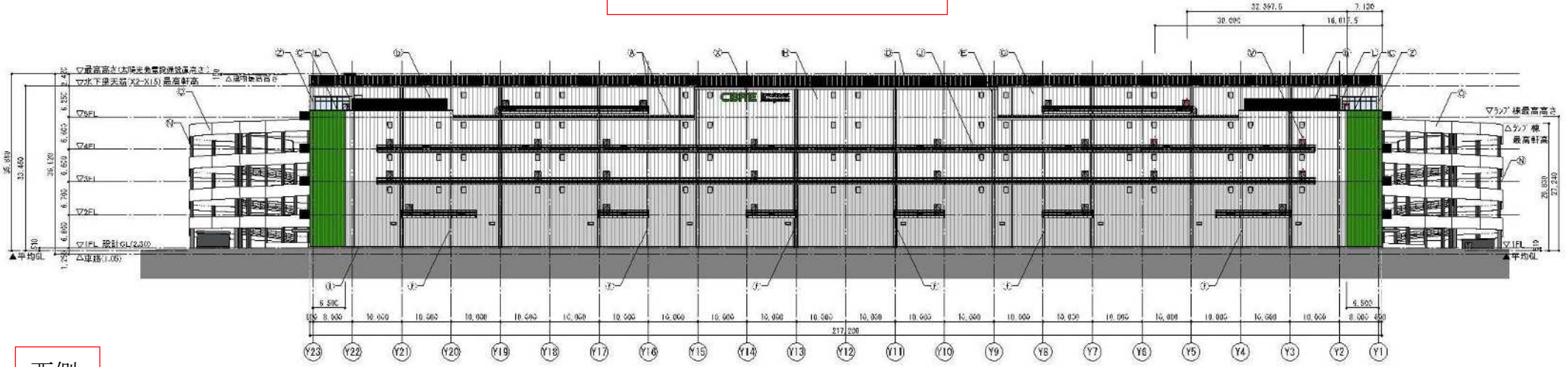


符号	部位	仕様・仕上	符号	部位	仕様・仕上	符号	部位	仕様・仕上	符号	部位	仕様・仕上
ⓐ	屋根	溶融めっき亜鉛合金めっき鋼板葺き t=0.8+0.6 ゲプサ板 H160 はぜ締め	ⓘ	庇壁	RC立上り H300、防水形断熱材E（露出目地ｵｰﾙ500程度）	ⓟ	ランプ庇	溶融Zn-Al-Mg合金めっき鋼板葺き t=0.8 ジンゲル折板 H=150	ⓚ	外壁建物符号	内部式鉄文字 成付け表面仕上 H14,000
ⓑ	ｸﾗｳﾞﾝ含み	溶融Zn-Al-Mg合金めっき鋼板 t=0.8 曲げ加工	ⓙ	ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ	床：機械ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ（溶融亜鉛めっき ﾌｨﾆｯｼｭ程度） 手摺（屋北面）：ｽﾃﾝﾚｽ縦ﾙｰﾊﾞｰ H1,350 手摺（南西面）：FB-50×9 H1,150 溶融亜鉛めっき	ⓠ	有圧扇ﾌｰﾄﾞ	SUS製（設備工事）	ⓛ	設備開口	型枠二次成色（実型・将来用設備配管貫通パネル）
ⓒ	笠木（陸屋根）	外壁同材 t=0.6 板金加工 焼付塗装仕上	ⓚ	屋外階段	踏面・蹴込：溶融鋼板 t=4.5（溶融亜鉛めっき）ﾘﾌﾞ t=12、手摺：鋼製（溶融亜鉛めっき） H1,150	ⓡ	ｽﾗｯﾄ：溶融亜鉛めっき、ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ：扉板・まぐさ：SUS HL、三方枠：SUP塗装	ⓜ	ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝ部	早強 60ゅ ｱﾙﾐﾊﾞｯﾄﾞLA	
ⓓ	軒樋	溶融Zn-Al-Mg合金めっき鋼板 t=0.8、吊り金物：ｽﾃｰﾙ被覆溶融亜鉛めっき FB 3500、縦樋ﾄﾞﾚﾝ	ⓛ	屋外階段	ﾚｰﾙ：ｽﾃﾝﾚｽ縦ﾙｰﾊﾞｰ H1,150	ⓢ	ｽﾛｰﾌﾟﾄﾞﾗｲﾝｸﾞ	電解二次着色	ⓝ	壁見切	外壁同材 t=0.5 板金加工 焼付塗装仕上
ⓔ	帯樋	ｶﾗｰ塩ビVP管 100ゅ・125ゅ（樋み金物：SUS製 @1,200以下） ※X1,Y1-Y4,Y20-Y23：200ゅ	ⓜ	ﾙｰﾌﾌﾛｱ庇	ﾌﾗｯﾄﾃﾞｯｷ t=104	ⓣ	ｽﾛｰﾌﾟ自由ﾄﾞｱ	ｽﾁﾙﾌﾚｰﾑ ﾄﾞｱ、HL	ⓞ	目地しｰﾊﾞｰ	ｱﾙﾐ化成ｶﾊﾞｰ H3,260
ⓕ	ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝ庇	ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ庇 t=104、溶融ﾒｯｷ鋼 t=2.0 ﾌｯ素樹脂焼付塗装（ﾊﾟﾈﾙ庇工事）	ⓝ	ランプ柱	耐火被覆 ALC t=50 単層弾性塗材	ⓤ	鋼製建具	SOP塗装	ⓟ	下地鉄骨	太陽光発電設備用下地鉄骨
ⓖ	ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝ壁部	ﾌﾗｯﾄ製（ｼﾞﾝｸﾞﾙﾎﾞﾗﾄﾞ）50ゅ	ⓞ	ランプ柱・梁	耐火被覆 ALC t=50 単層弾性塗材	ⓥ	非常用進入口	鋼製建具、進入口表示、赤色灯（設置工事）	ⓠ	樹脂管生管	鋼製 溶融亜鉛めっき 150ゅ H=1,500
ⓗ	外壁	ｶﾗｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板 t=0.5 ＋透湿防水ｼｰﾄ ＋ ｵｽﾓｰﾑFS25＋石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5	ⓟ	ランプ手摺	PC手摺 H2400 防水型複層塗材E（内外部共）	ⓦ	代替進入口	鋼製建具、進入口表示	ⓡ	ドレン管	ｶﾗｰ塩ビVU管 50ゅ（設備工事）

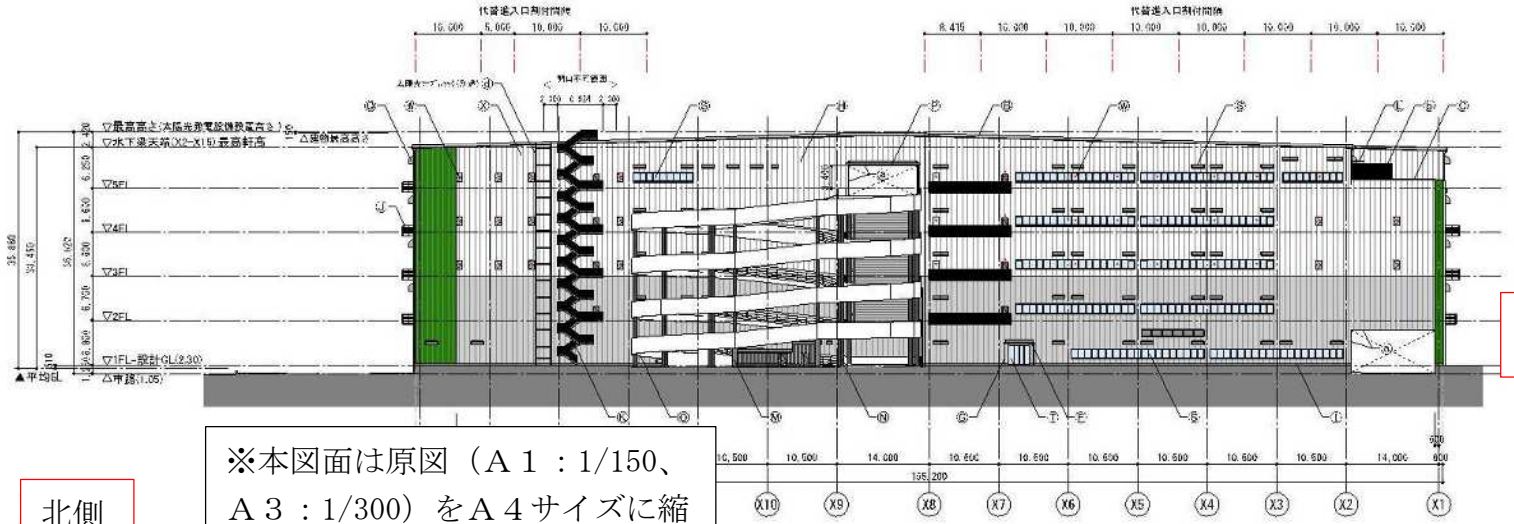
株式会社 安藤・間 一級建築士事務所 HAZAMA ANDO CORPORATION		一級建築士 第２４５４７８号 室田武志	（仮称）高鮮区築戸物流施設計画		契約図	
			立面図（１）	1/300	2024/05/28	A-39

立面図（倉庫棟西側・北側）

西側



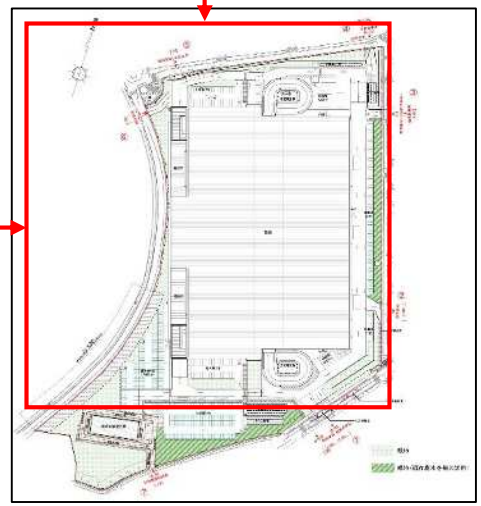
北側



※本図面は原図（Ａ１：1/150、Ａ３：1/300）をＡ４サイズに縮小して掲載しているため、記載の縮尺とは異なります。

西側

北側

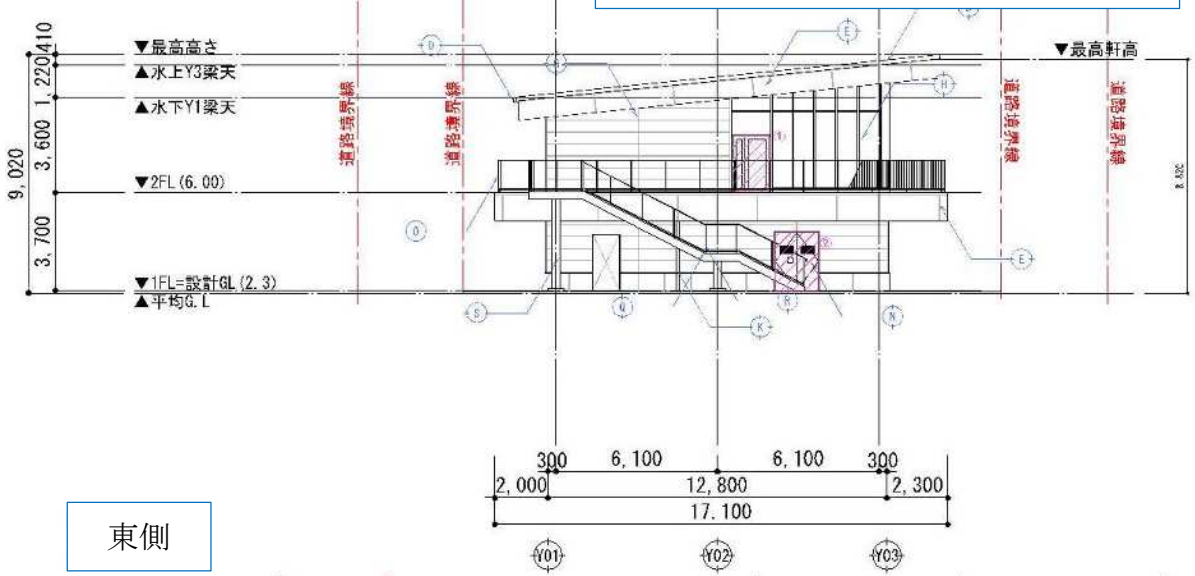


符号	部位	仕様・仕上	符号	部位	仕様・仕上	符号	部位	仕様・仕上	符号	部位	仕様・仕上
Ⓐ	屋根	溶融Zn-Al-Mg合金めっき鋼板葺き t=0.8+0.6 ｶﾞﾙﾋﾞ鋼板 H160 ﾀｲﾌﾟ締め	Ⓘ	建具	RC立上り H300、防水形断熱材E（踏掛目地ｽﾘｯﾄ500程度）	Ⓟ	ランプ庇	溶融Zn-Al-Mg合金めっき鋼板葺き t=0.8 ﾘﾌﾞﾗｲﾝ鋼板 H=150	Ⓧ	外壁建物名称	内部式箔文字 切付仕様仕上 H14,000
Ⓑ	ｶﾗｰ含み	溶融Zn-Al-Mg合金めっき鋼板 t=0.8 曲げ加工	Ⓙ	ﾊﾟﾈﾙ	床：機械ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ（溶融亜鉛めっき ﾌｨﾆｯｼｭ程度） 手摺（屋北面）：ｱﾙﾐ化粧ﾊﾟｰﾈﾙ H1,350 手摺（南西面）：FB-50×9 H1,150 溶融亜鉛めっき	Ⓠ	有圧扉ﾌｰﾄﾞ	SUS製（設備工事）	Ⓨ	搬入口	電動二次走色（実景・将来用設備配管通路パネル）
Ⓒ	笠木（陸屋根）	外壁同材 t=0.6 板金加工 焼付塗装仕上	Ⓚ	屋外階段	踏面・蹴込：溶融鋼板 t=4.5（溶融亜鉛めっき）ﾘﾌﾞ t=12、手摺：鋼製（溶融亜鉛めっき）H1,150	Ⓡ	ｽﾁｰﾙ製ｼｬｯﾀｰ	ｽﾗｯﾄ：溶融亜鉛めっき、ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙ：扁鋼・まぐさ：SUS HL、三方枠：SUP塗装	Ⓩ	ルーフドレン	縦樋 φ75 ｴﾙﾎﾞ L4
Ⓓ	軒樋	溶融Zn-Al-Mg合金鋼板 t=0.8、吊り金物：ｽﾁｰﾙ製溶融亜鉛めっき FB 3500、縦樋ホルダ	Ⓛ	屋外階段	ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ：ｶﾞﾗｽ繊維強化ｺﾝｸﾘｰﾄ H1,150	Ⓢ	ｽﾁｰﾙｼｬｯﾀｰ	電動二次走色	ⓐ	壁切	外壁同材 t=0.5 板金加工 焼付塗装仕上
Ⓔ	樋縦	ｶﾗｰ塩ビVP管 100φ・125φ（樋み金物：300型 P1,200以下） ※X1,Y1-Y4,Y20-Y23:200φ	Ⓜ	ルーフドレン庇	ｱﾙﾐ化成庇 t=104	Ⓣ	ｽﾁｰﾙ製自由ﾄﾞｱ	ｽﾁｰﾙ製ﾄﾞｱ、HL	ⓑ	目地シーバー	ｱﾙﾐ化成ｼｰﾊﾞｰ H3,260
Ⓕ	エントランス庇	ｱﾙﾐ化成庇 t=104、笠木：ｱﾙﾐ t=2.0 ﾌｯ素樹脂焼付塗装（ｸﾘｱ2層仕上等）	Ⓝ	ランプ柱	耐火被覆 ALC t=50 単層弾性塗材	Ⓤ	換気扇	SUP塗装	ⓒ	下地鉄骨	太陽光発電設備用下地鉄骨
Ⓖ	エントランス庇下端	ｱﾙﾐ製ﾊﾟﾝﾁﾄﾞﾒﾀﾙ240φ	Ⓞ	ランプ柱・梁	耐候性塗装（SIS規格外）	Ⓥ	非常用進入口	鋼製建具、進入口表示、赤色灯（設置工事）	ⓓ	樋縦集生管	鋼製 溶融亜鉛めっき 150φ H=1,500
Ⓗ	外壁	ｶﾗｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板張事板 t=0.5 + 透湿防水ｼｰﾄ + ｵｽﾓｰﾑFS25 + 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5	Ⓟ	ランプ手摺	PC手摺 H2400 防水型断熱材E（内外部共）	Ⓦ	代替進入口	鋼製建具、進入口表示	ⓕ	ドレン管	ｶﾗｰ塩ビVU管 50φ（設備工事）

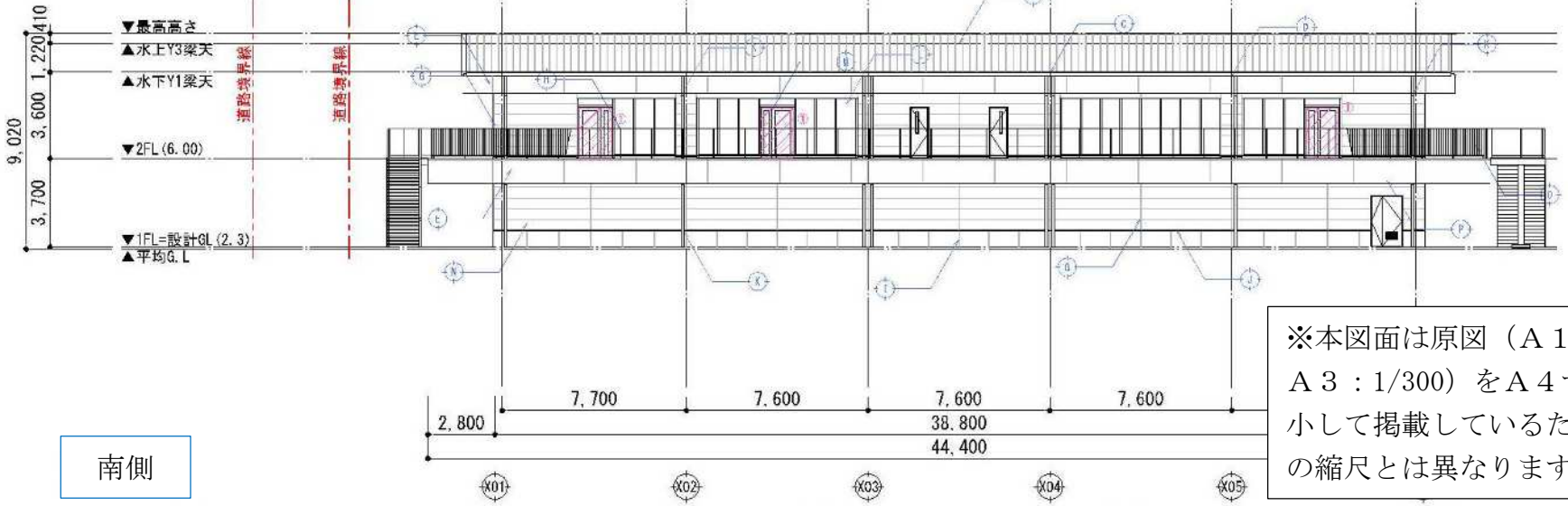
株式会社 安藤・間 一級建築士事務所 HAZAMA ANDO CORPORATION		一級建築士 第２４５４７８号 室田武志		（仮称）鳥栖区画戸物流施設計画		契約図
				立面図（２）	2024/05/28	A-40

立面図（地域貢献施設棟東側・南側）

別紙７



東側



南側

【消防有窓判定】

2F：必要開口面積　496.64×1/30 = 16.5546㎡
開口①W1.35×H2.10 = 2.8350㎡
合計：2.835×6 = 17.01㎡・・消防有窓

1F：必要開口面積　502.14×1/30 = 16.7380㎡
開口②W1.6×H2.20 = 3.5200㎡　2箇所　7.0400㎡
開口③W2.0×H2.5 = 5.0000㎡　2箇所　10.0000㎡
合計：　= 17.04㎡・・消防有窓

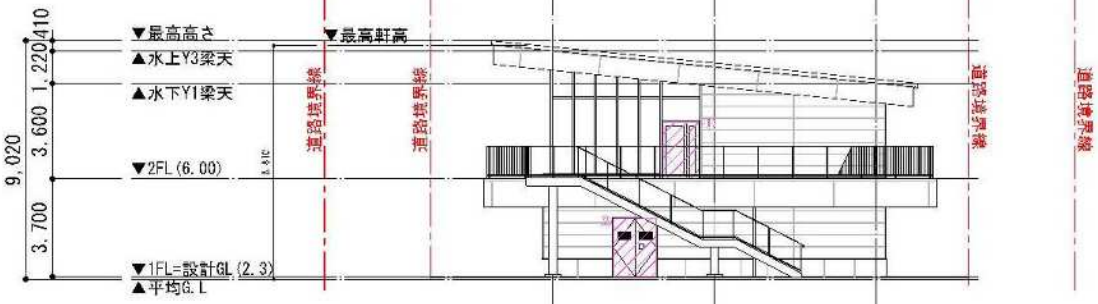


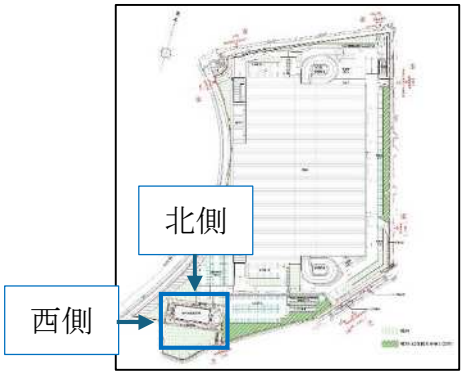
※本図面は原図（Ａ１：1/150、Ａ３：1/300）をＡ４サイズに縮小して掲載しているため、記載の縮尺とは異なります。

A	屋根：ｶﾗｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板t0.5 整葺き 突貼り：ｺﾞﾑｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 下地：断熱材・耐火野地板	E	幕板：ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ t2.0 曲げ加工 ﾌｯ素樹脂焼付塗装	I	腰壁：2F:ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し補修の上防水材立ち上げ 1F:ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し補修の上防水型枠塗材E 請負目地@1000内外	M	扉：ｱﾙﾐ製親子開きﾄﾞｱ(ｱﾙﾐｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ一体) 表面仕上げBB-2	Q	外部階段：ｻﾔ、踏板、蹴上 各部仕上げは全て鋼製ﾘﾝ酸亜鉛処理仕上げ	U	
B	破風・棟包み：ｶﾗｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板 t0.8 板金加工	F	軒天井（2階）：ｹｲｶﾙ板 t8の上耐候性化粧塩ﾋﾞﾌｨﾙﾑ貼り 3M/EXシリーズ FW-EX 同等品 （軒天の風圧強度確保2000Pa）	J	笠木切り：外壁面材同材 t0.5 曲げ加工	N	扉：鋼製ﾄﾞｱ SOP塗装	R	階段手摺：H1150 笠木 FB60×12 支柱 FB60×16 @1400 下桟 FB50×6 中子 丸鋼φ9 黒系ﾘﾝ酸亜鉛処理仕上げ	V	
C	軒先：樹脂ｷｬｯﾌﾟ屋根同材	G	外壁：ｶﾗｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板金属系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ t12 ﾊﾞﾙｶﾅ450 板貼り ｺｰﾄ：不燃ﾊﾞﾙｶﾅﾊﾟﾘﾏｰHyperｳｯﾄﾞﾌｯｼﾞ系遮熱ﾊﾟｳﾀﾞｰHyperGLｶﾗｰ） 同等品	K	整縁・横引き縁：ｱﾙﾐ製φ89（着色） 揚み金物：SUS製 焼付塗装（整縁近似色）@1200	O	手摺：H1250 笠木 FB60×12 支柱 FB60×16 @1300 下桟 FB50×6 中子 丸鋼φ9 黒系ﾘﾝ酸亜鉛処理仕上げ	S	階段柱：黒系ﾘﾝ酸亜鉛処理仕上げ	W	
D	軒樋：ｶﾗｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板既成樋 W150×H120（前高さ165） 落とし口：塩ビ製自在ﾄﾞﾚﾝ 75φ	H	ｱﾙﾐｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ：表面仕上げBB-2 ｶﾞﾗｽ/Low複層ｶﾞﾗｽ	L	排煙窓：ｱﾙﾐ製突き出し窓(ｱﾙﾐｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ一体) 表面仕上げBB-2	P	軒天井（1階）：ｹｲｶﾙ板 t8の上 EP塗装 （軒天の風圧強度確保1000Pa）	T	施設サイン・SUS製内照式切り文字サイン H400 t50 10文字程度	X	

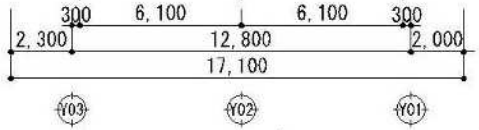
株式会社 安藤・間 一級建築士事務所 HAZAMA ANDO CORPORATION		一級建築士 第２４５４７６号 倉田 武志	（仮称）高津区向ヶ丘物流施設計画【地域貢献施設棟】		契約区
			立面図(1)	2024.09.06	CA-22

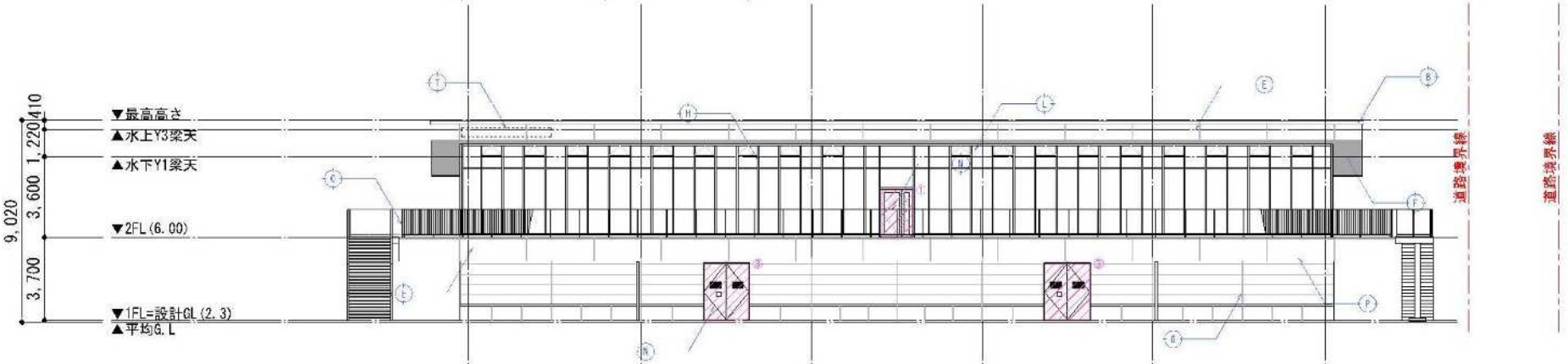
立面図（地域貢献施設棟西側・北側）



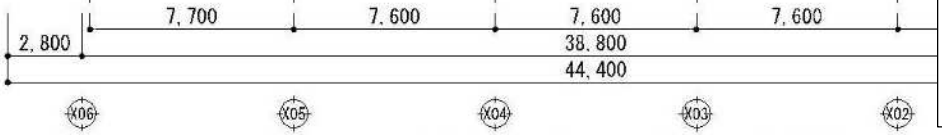


西側





北側



※本図面は原図（Ａ１：1/150、Ａ３：1/300）をＡ４サイズに縮小して掲載しているため、記載の縮尺とは異なります。

A	屋根：ｶﾗｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板t0.5 竪葺き 突貼り：ｺﾞﾑｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 下地：断熱材・耐火野地板	E	幕板：ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ t2.0 曲げ加工 ﾌｯ素樹脂焼付塗装	I	腰壁：2F/ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し補修の上防水材立ち上げ 1F/ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し補修の上透水型複層塗材E 撥発目地1200内外	M	扉：ｱﾙﾐ製親子開きﾄﾞｱ(ｱﾙﾐｶｰﾃﾝｳｫｰﾙｰ体) 表面仕上げFBB-2	Q	外部階段：ﾘﾘｰ、鋼板、鋤上 各部仕上げは全て錆製ﾘﾝ酸亜鉛処理仕上げ	U	
B	破風・棟包み：ｶﾗｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板 t0.8 板金加工	F	軒天井（2階）：ｹｲｶﾙ板 t8の上耐候性化粧塩ﾋﾞﾌｧﾙ貼り 3M/EXｼﾘｰｽﾞFW-EX 同等品（軒天の風圧強度確保2000Pa）	J	縦水切り：外壁面材同材 t0.5 曲げ加工	N	扉：鋼製ﾄﾞｱ SOP塗装	R	階段手摺：H1150 笠木 FB60×12 支柱 FB60×16 @1400 下桟 FB50×6 中子 丸鋼φ9 黒系ﾘﾝ酸亜鉛処理仕上げ	V	
C	軒先：樹脂ｷｬｯﾌﾟ 屋根周材	G	外壁：ｶﾗｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板金属ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ L13 ﾊﾞｰﾁｶﾙ45U 横貼り ｼﾞｶﾞ不使ﾊﾞ ｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑHyper(ﾌｯ素遮熱ﾊﾞﾘｳﾑHyperGLｶﾗｰ) 同等品	K	整理・横引き樋：ｱﾙﾐ製φ89（焼色） 揚み金物：SUS製 焼付塗装（型番近似色）@1200	O	手摺：H1250 笠木 FB60×12 支柱 FB60×16 @1300 下桟 FB50×6 中子 丸鋼φ9 黒系ﾘﾝ酸亜鉛処理仕上げ	S	階段柱：黒系ﾘﾝ酸亜鉛処理仕上げ	W	
D	軒樋：ｶﾗｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｳﾑ鋼板既成樋 W150×H120（前高さ165） 落とし口：塩ビ製自在ﾄﾞﾚﾝ 75φ	H	ｱﾙﾐｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ：表面仕上げFBB-2 ｶﾞﾗｽ/Low-e複層ｶﾞﾗｽ	L	排煙窓：ｱﾙﾐ製突き出し窓（ｱﾙﾐｶｰﾃﾝｳｫｰﾙｰ体） 表面仕上げFBB-2	P	軒天井（1階）：ｹｲｶﾙ板 t8の上 EP塗装 （軒天の風圧強度確保1000Pa）	T	施設サイン：SUS製内照式切り文字サイン H400 t50 10文字程度	X	

株式会社 安藤・間 一級建築士事務所 HAZAMA ANDO CORPORATION		一級建築士 第 245476 号 金田 武志		（仮称）葛飾区戸物流施設計画【地域貢献施設棟】	契約区 KA-16
			田崎	立面図(2)	2024.09.06 CA-23

庶務報告Ｎｏ．７
地　域　振　興　部
令和８年１０月１日

線状降水帯半日前予測の発表に伴う対応について

危機管理課

１　対応概要

令和８年９月６日及び８日、東京地方に線状降水帯半日前予測がそれぞれ発表され、警報級の大雨が予測されたことから、水害一時滞在施設を開設した。区内において人的被害は確認されなかったものの、公共施設において雨漏等の被害が発生した。

【９月６・７日の主な経過】

６日	10 時 26 分	東京地方に線状降水帯半日前予測（６日夜遅くから７日昼前にかけて）。情報連絡態勢設置
	19 時 00 分	東京地方に線状降水帯発生予測の発表及び６日の夜中から７日の朝方にかけてレベル３大雨警報が予測されることから、災害対策準備本部態勢に 移行、水害一時滞在施設を開設
	21 時 07 分	葛飾区にレベル２大雨注意報発表
７日	09 時 00 分	今後雨が強く降る見込みがほぼなくなったことから、水害一時滞在施設を閉鎖。災害準備本部態勢を解除、情報連絡態勢に移行
	13 時 42 分	レベル２大雨注意報解除に伴い、情報連絡態勢を解除

【９月８・９日の主な経過】

８日	13 時 31 分	東京地方に線状降水帯半日前予測発表（８日夜から９日明け方にかけて）。情報連絡態勢設置
	16 時 06 分	葛飾区にレベル２大雨注意報発表
	18 時 00 分	東京地方に線状降水帯発生予測の発表及び９日の朝方にレベル３大雨警報が予測されることから、災害対策準備本部態勢に移行、水害一時滞在施設を開設
９日	05 時 30 分	今後雨が強く降る見込みがほぼなくなったことから、水害一時滞在施設を閉鎖。災害準備本部態勢を解除、情報連絡態勢に移行
	06 時 20 分	レベル２大雨注意報解除に伴い、情報連絡態勢を解除

２　気象及び被害状況

（１）気象状況

９月６日から７日にかけて、区内では最大時間雨量 25.5 ㎜（水元）、総雨量 143.0 ㎜（南綾瀬）を記録した。

９月８日から９日にかけて、区内では最大時間雨量 13.0 ㎜（新小岩）、総雨量 27.0 ㎜（葛飾区役所）を記録した。

（２）被害状況（令和８年９月１５日現在）

人的被害は確認されなかった。主な被害状況は以下のとおりである。

【９月６日から７日にかけて】

被害種別	件数	備考
公共施設被害（雨漏等）	８	

【９月８日から９日にかけて】

被害種別	件数	備考
公共施設被害（雨漏等）	３	

３　区の対応

（１）職員参集状況

【９月６日から７日にかけて】

部・局	参集人数	主な対応内容
地域振興部	86 名	各種情報収集・発信、各部連携、関係機関連携、水害一時滞在施設開設・運営
福祉部	17 名	施設対応
子育て支援部	３名	水害一時滞在施設開設・運営
児童相談部	３名	施設状況確認等
都市整備部	25 名	水防本部、現場確認、地域交通等の運行状況確認
教育委員会事務局	２名	施設状況確認
区議会事務局	２名	区議会議員への情報提供
合計	138 名	

【９月８日から９日にかけて】

部・局	参集人数	主な対応内容
地域振興部	76 名	各種情報収集・発信、各部連携、関係機関連携、水害一時滞在施設開設・運営
福祉部	13 名	施設対応、放課後等デイサービス事業者への情報提供
子育て支援部	２名	水害一時滞在施設開設・運営
都市整備部	９名	各部連携、線状降水帯発生に備え待機
教育委員会事務局	５名	問合せ対応、施設対応
区議会事務局	３名	区議会議員への情報提供
合計	108 名	

（２）情報発信

気象情報及び水位情報を注視し、区民に情報提供が必要な事項について、区公式ホームページ、区公式ＳＮＳ（LINE、Ｘ、Facebook）、葛飾区安全・安心情報メール及び葛飾区防災ポータル（かつラッパ）で情報発信を行った。

（３）区民からの問合せ

気象警報等の発表に伴い、危機管理課あてに、水害一時滞在施設の開設状況、避難、雨の状況などについて区民からの問合せがあった。

（４）水害一時滞在施設及び自主避難者について

地区センター等を水害一時滞在施設として開設し、自主避難者の受入れを行った。自主避難の状況は、以下のとおりである。

【９月６日から７日にかけて】

開設した施設	自主避難者数
区内 20 水害一時滞在施設※	22 名

【９月８日から９日にかけて】

開設した施設	自主避難者数
区内 20 水害一時滞在施設※	０名

※立石地区センター、東立石地区センター、東四つ木地区センター、四つ木地区センター、堀切地区センター、南綾瀬地区センター、青戸地区センター、新小岩地区センター、奥戸地区センター、高砂地区センター、新宿地区センター、金町地区センター、東金町地区センター、亀有学び交流館、亀有地区センター、新小岩地域活動センター（にこわ新小岩）、柴又学び交流館、水元学び交流館、文化会館（かつしかシンフォニーヒルズ）、子ども未来プラザ鎌倉